

板倉町告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成21年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年2月25日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成21年3月3日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	塩 田	俊 一	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	荻 野	美 友	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成21年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成21年3月3日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 議案第 4号 専決処分事項の承認について
- 日程第 5 議案第 5号 板倉町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 板倉町行政組織改編に伴う関係条例の整備について
- 日程第 7 議案第 7号 板倉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 8号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 板倉町揚舟運航条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第12 議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第13 議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第14 議案第14号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第15号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第16号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第17号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第18号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第19号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第20号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第21号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第22号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第23号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第24号 平成21年度板倉町一般会計予算について
- 日程第25 議案第25号 平成21年度板倉町老人保健特別会計予算について
- 日程第26 議案第26号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第27号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第28号 平成21年度板倉町介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第29号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第30号 平成21年度板倉町水道事業会計予算について
- 日程第31 陳情第 1号 町道1257号線拡幅整備について

○出席議員（14名）

1番	川野辺	達也	君	2番	延山	宗一	君
3番	小森谷	幸雄	君	4番	黒野	一郎	君
5番	石山	徳司	君	6番	市川	初江	さん
7番	青木	秀夫	君	8番	野中	嘉之	君
9番	石山	甚一郎	君	10番	秋山	豊子	さん
11番	塩田	俊一	君	12番	青木	佳一	君
13番	川田	安司	君	14番	荻野	美友	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原	実君
教育長	鈴木	実君
総合政策課長	小野田 吉	一君
生活窓口課長	荒井 英	世君
健康福祉課長	小野田 国	雄君
建設農政課長	中里 重	義君
会計管理者	小菅 正	美君
教育委員会 教務局長	田口	茂君
農業委員会 農事局長	中里 重	義君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原 光	実
書記	石川 英	之
行政安全 グループ リーダー 兼 議会事務局書記	丸山 英	幸

○自治功勞表彰式

○事務局長（栗原光実君） おはようございます。

定例会開会前に少々お時間をいただきまして、先般、群馬県町村議会議長会総会におきまして、秋山議員が群馬県町村議会議長会から自治功勞者として表彰を受けております。表彰状の伝達を行いたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、受賞の方は演壇の前にお進みください。

○議長（荻野美友君） 表彰状。板倉町議会、秋山豊子殿。

あなたは、多年、議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。

平成21年2月20日。群馬県町村議会議長会長、高橋正。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（栗原光実君） おめでとうございました。席にお戻り願います。

以上で伝達を閉じさせていただきます。

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（荻野美友君） おはようございます。

ただいまから告示第10号をもって招集されました平成21年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（荻野美友君） それでは、日程に入る前に諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成19年度教育委員会点検評価報告書が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により提出されておりますので、お手元に配付しておきましたらご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は27件であります。また、請願、陳情については、お手元の文書表のとおり陳情1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（荻野美友君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

13番 川田安司君

1番 川野辺達也君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（荻野美友君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月23日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議会運営について協議しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、青木秀夫君。

[議会運営委員長（青木秀夫君）登壇]

○議会運営委員長（青木秀夫君） それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、2月23日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月3日から12日までの10日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、議案第4号から議案第23号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議、決定いたします。次に、議案第24号から議案第30号についてですが、これは21年度予算ですので、本日は提案者からの議案説明のみとし、議案決定は最終日の12日に行います。次に、陳情第1号を所管の委員会に付託し、第1日目を終了します。

4日は一般質問を行います。

5日には建設農政生活常任委員会を開催し、付託された案件の審査を行います。

3月6日から8日は休会とします。休会明けの9日は総務文教福祉常任委員会を、10日には建設農政生活常任委員会をそれぞれ開催し、新年度の予算について事務調査を行います。

3月11日は休会とします。

最終日の12日は、議案第24号から議案第30号について審議、決定をします。続いて、付託された案件について所管の委員長報告を受け、その後、審議、決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から12日までの10日間と決定いたしました。

○町長の施政方針

○議長（荻野美友君） 日程第3、町長より平成21年度の施政方針を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。本日は平成21年第1回板倉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

早いもので、本職に就任をさせていただきましてから100日余経過をいたしました。今年の冬も暖冬と言われておりましたが、ついこの間、朝方ちらっと雪を見ただけでありまして、やはり地球温暖化なのかなと肌で感じるところでございます。

昨年の今ごろは原油の高騰に始まり、諸物価高騰連鎖に我が板倉町の施設園芸農家も含め、町民の皆さんも大変な状況下にあったのではないかと思います。1年たった今では、ガソリン価格等を見ましても1リットル100円余の程度でありまして、諸物価鎮静の方向と胸をなでおろす状況かと思われましたが、ご承知のとおりリーマンショックに端を発した金融恐慌のあらしが想像を超えた形で日本経済にのしかかってきております。

国の経済の牽引役とも言える世界に誇る自動車業界のトップまでもが大幅な赤字に転じ、アメリカのGMなども見ようによっては倒産状態と言われております。並行して全世界同時株安の中、氷点からの脱出のための生き残りをかけて一斉に人件費抑制に向かった結果として、史上空前の雇用不安が世界的に起こっている現状でございます。

我が国におきましては、当初の予想をはるかに上回る不況の実態に加えて、先行き不透明感の長期化予測に伴う経済活力の低下があらゆる分野に浸透しつつある現状と言えるのではないかと考えております。加えて、残り任期9月までの衆議院において、3代にわたる国政選挙の洗礼を受けない内閣の閉塞感、中でも現麻生内閣は、参議院とのねじり現象に加え、諸事情によつての支持率低下で、基盤である与党内からも批判噴出状況でありまして、与野党泥沼化による政局優先、国民不在の国会、死に体内閣とまで国外メディアに報道されるまでに至っていることは、この先、経済、政治ともに霧の中の航行となることは否定できない事実でございます。新年度に向けて最も重要な時期に加えて、国民の雇用不安を超えた危機的状況になりつつある中で、早期予算執行を前提に前向きに進んでいただきたいというのが地方の願いだろつと思っております。

一方、昨年後半から群馬県におきましても群馬大学医局による各病院医師の引き揚げ問題から端を発した医師不足の問題が表面化をいたしまして、当館林医療事務組合も大きな影響を受けました小児科医、産婦人科医欠員の状況から、一部診療不能の状態が露呈をいたしまして、万一に備えての県内外近隣病院への協力依頼活動も就任早々からきのう3月2日までかかったという現実に、ほとんど小泉改革負の遺産と言われる弱肉強食、野放し資本主義、あるいは行き過ぎた米国主導型政治の及ぼすあらゆる面での格差拡大が、さすが医療の分野にまで浸透しつつあるのかなと、これもそう思わずにはいられないところであります。

このような大きな波に一自治体が対処することは不可能に近い形でありまして、解決の糸口は一概に見えないながらも、関係町村一体となった本事案に対する対処方法は、今後の自治体の姿をかいま見る一つのよい手本となったような気もいたします。59町村から24町村にまで減少した今日、我が町における合併論議も手順を踏まえながら積極的に推進をしなければと思った次第でございます。

また、自由競争、史上原理の結果、日本国存亡の基盤である食料自給率の問題も過度の高齢化、後継者不足の中、疲弊し切った農業の現状からすれば、さらにマイナス方向への進展があるやもしれません。改善の余地どころか手おくれに近い状況であり、国土保全のための多機能を持った水田の原野化に歯どめをかける

抜本的農業政策も待たれるところでございます。

また、安全、安心を求める各分野での諸問題も、例を挙げますとまさに枚挙なく、それらを踏まえた国の財政計画につきましては、歳出の徹底した見直しや地方に対する自助努力の要請、地方交付税の適切な対処等、厳しさを踏まえながらの予算編成と見受けられたところであります。

このような国の平成21年度予算の基本方針あるいは地方に対する財政計画に基づきまして、群馬県予算も時代背景を加味した6,000億円強の前年比1.1%増額の内示がされたことを、議員各位承知をされているところであろうと思っております。

以上のような国、県の予算編成方針をもとに我が町の予算案を作成したところでございますが、本年度は積年の課題を打破するための板倉ニュータウン計画用途変更に伴う企業誘致活動、定期借地制度を基本とした商業用地域、これも誘致活動を筆頭に、昨秋の私の町長選挙を踏まえた各種公約の実現、景気浮揚のための国主導による各種緊急対策事業、あるいは医療、福祉の充実、産、学、官連携による産業の活性化、行政本丸と言える一番大もとになっております組織改編、それから長期的視野に立った環境対策、公平、公正な収税の徹底、市町村合併推進等々、厳しい財政下ではありますが、多面に配慮した予算編成といたしました。もちろん自主的財源の向上に向けての予算編成にもあわせなっておりますので、議員皆様のご協力とご支援をよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

なお、今回の定例会には、議案第4号から第30号まで上程をさせていただきました。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 町長の平成21年度施政方針演説が終わりました。

○議案第4号 専決処分事項の承認について

○議長（荻野美友君） これより提出された議案等の審議に入ります。

日程第4、議案第4号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。
町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、議案第4号 専決処分事項の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）を平成21年2月2日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

補正予算の内容ですが、資本的収入の第1項、企業債、既決予定額1,960万円に補正予定額520万円を追加し、資本的収入の合計を5,520万1,000円とするものでございます。

以上説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第4号 専決処分事項、平成20年度板倉町水道事業会計補

正予算（第2号）につきまして細部をご説明いたします。

概要につきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりです。

14ページをお願いいたします。1目企業債に520万円を追加いたしまして2,480万円とするものでございます。これは、老朽管事業債の変動に伴いまして、起債同意額すなわち上限額が変更になったためでございます。具体的に申しますと、石綿管布設がえ工事の増加に伴う借り入れの増加によるものでございます。

以上ですが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。上水道の関係なのですけれども、石綿管の布設ということで520万円企業債を増発するということでありますけれども、この決算書を見ますと剰余金合計が7億9,000万ぐらいあるという文言になっております。なぜこういう剰余金合計額があるのにあえて企業債を借り入れなければならないのか。多分今までの前例に従っていると思うのですけれども、町の企業債の年率と、やはり自分のお金を使うより得だという、俗に言えば利益が多く出るというような意味合いだと思うのですけれども、その企業債をなぜ520万円新たに借り入れなくてはならなかったのか、その辺のところを説明お願いいたします。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） できれば本来、確かに借金ですからそれはあれですけれども、ただ水道関係はそういった施設をつくる場合に、例えば借りて、例えば石綿管の耐用年数が40年ぐらいなのですけれども、その間にも返すということがあるのですけれども、結局、効率的に言えば例えば借りて、年率大体1.8%ぐらいなのですけれども、そういった中で借りていって、それを長期間の間で返すというのが現実的には一番いいかなという感じがします。例えばそれをもし借りないと、例えば水道料金とかいろんなところにはね返ってきますよね。そういった部分で起債という感じで借りていくわけです。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

○議案第5号 板倉町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長（荻野美友君） 日程第5、議案第5号 板倉町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第5号について提案理由ご説明申し上げます。

板倉町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、平成21年度からの介護報酬がプラス3%の改定をされることにより、急激な保険料の上昇を抑制するための措置として、国が介護従事者処遇改善臨時特例交付金を町に対して交付をするための基金条例を制定するものでございます。

以上ご説明申し上げますましたが、細部につきましては担当課長からご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第5号 板倉町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明を申し上げます。

介護従事者の処遇改善と人材確保のために平成21年度から介護報酬がプラス3%の改正が行われます。これによりまして、急激な保険料の上昇を抑えるための措置としまして、国が介護従事者処遇改善臨時特例交付金を町へ交付することから条例の制定をするというものであります。

まず、第1条の「設置」でありますけれども、平成21年度の介護報酬の改定による介護従事者の処遇改善及び保険料の急激な上昇分にかかわる被保険者の負担の軽減を図るため、板倉町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置をするものであります。

第2条でありますけれども、積立金でありますけれども、平成20年度に交付された介護従事者処遇改善臨時特例基金に相当する額を積み立てをするものということであります。

第3条から第5条にありますけれども、管理、運用になります。

第6条、「処分」でありますけれども、1ページから2ページになりますけれども、町長は、次の各号いずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができるということであります。

1号でありますけれども、第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するため財源に充てる場合。

2号になりますけれども、介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用、その他当該軽減措置の円滑な実施のため準備経費等の財源に充てる場合、処理することができるものとするというものであります。

附則でありますけれども、施行期日、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

第2号、この条例の失効でありますけれども、この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うとするものであります。

以上説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番の青木ですけれども、今の説明ですと、基金と言いますけれども、基金が交付金として入ってくるということなのですから、この金額というのは一体どのくらい入ってきて、基金を使うときには、第6条にその目的が書いてあるわけなのですから、まず基金の21年度当初の交付金として来る金額はどのくらいあるのですか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 基金の関係でありますけれども、3月、今回の議会の補正の中で基金の補正をさせていただいて積み立てを考えているわけでありまして、国のほうから3年間のうち……介護の保険料が3年間の期間になるわけでありまして、その期間の保険料の上昇分に対して交付をするということで、1年目と2年目に国のほうから交付がされまして、1年目が100%、2年目が半分、3年目がゼロになりますけれども、3年間で860万円ほどの交付金が交付されます。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうすると、この基金の財源というのは国からの交付金だけで、町の負担とか、あるいは県の負担とか、そういうものはなくて、たったそれだけの基金ということですか。

それで、今3年間と言いましたけれども、基金をつくって、時限的に基金を3年間つくるのか、それとも以後これ、ずっとこの基金は条例ですか、これは条例ですね。臨時的なものではなくて以後も続くのか、その辺のことどうなのですか、これ。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 財源の関係でありますけれども、国の2次補正の関係の予算措置でありますので、県、町の負担はありません。

それから、期間的には3年間で終了ということでありまして、3年以降については独自で保険料が上昇する場合については検討していくと、そういうことになります。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） もう一回聞きますけれども、860万というのは今度入ってくるわけですね。たったそれだけのお金で、介護従事者の賃金が3%ぐらいアップするということに対しての一部の負担金に使ったらいかがですかというので国から800万ぐらいのお金に来るわけなのでしょうけれども、条例なんか制定するほど必要性があるものかどうか。いかにもやっていることは大げさだけれども、内容は非常に貧弱で、こんなわざわざやらなくてもいいけれども、これは事務を煩雑にさせるために地方の自治体を騒がせるためにやっているみたいで、何か国のポーズみたいな感じもするのですけれども、これは国の方針だからしょうがないでしょうけれども、そういうことね。はい、わかりました。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議案第6号 板倉町行政組織改編に伴う関係条例の整備について

○議長（荻野美友君） 日程第6、議案第6号 板倉町行政組織改編に伴う関係条例の整備についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第6号について提案の理由を申し上げます。

板倉町行政組織改編に伴う関係条例の整備についてということでございます。本案は、先般ご検討賜りました行政組織改編の実施に当たりまして、必要となる板倉町行政組織条例から始まる板倉町水道事業の設置等に関する条例、同じく職員定数の条例、特別職報酬審議会条例、板倉町情報公開・個人情報保護審査会条例、同じく情報公開・個人情報保護運営審議会の条例、総合計画審議会条例、都市計画審議会条例、板倉町公民館条例の9条例につきまして、その一部を一括して改正をする条例を制定するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、諸事情ご勘案の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

〔総合政策課長（小野田吉一君）登壇〕

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第6号 板倉町行政組織改編に伴う関係条例の整備についてご説明をさせていただきます。

ただいま町長の提案理由のとおり、この条例を制定することによりまして、板倉町行政組織条例、板倉町水道事業の設置等に関する条例、板倉町職員定数条例、板倉町特別職報酬審議会条例、板倉町情報公開・個人情報保護審査会条例、板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会条例、板倉町総合計画審議会条例、板倉町都市計画審議会条例、板倉町公民館条例の9条例につきまして、これらを同時に条例改正しようという内容のものでございます。

まず、第1条でございますけれども、こちらは板倉町行政組織条例の一部改正でございます。その1条中でこれまで設置されていた4課を8課に増設するものでございます。また、2条中では、総務課から始まる各課の事務分掌を新しい課の内容に沿って改めるものでございます。次に、第3条中で、会計管理者の職務に関する事務を処理するため、これまで「生活窓口課収税会計グループ」を置いておりましたけれども、

新たに「会計課」を設置するものでございます。

次に、第2条ですが、これは板倉町水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございまして、第3条第2項中の「生活窓口課上下水道グループ」を「環境水道課上下水道係」に改めるものでございます。

次に、第3条ですが、板倉町職員定数条例の一部を改正するもので、「第2条第1項第1号中」とありますのは町長部局になりまして、「127人」を「133人」に改めます。また、「同項第3号中」とあるのは教育委員会でして、「25人」を「30人」に改めるものでございます。それから、「同項第4号中」とあるのは農業委員会でございます、15人を「4人」に改めるものでございます。これは係制を導入するに当たりまして、これまで町長部局の兼務職員であった者の兼務をなくし、町長部局と教育委員会に割り振るものでございます。

次に、第4条といたしまして、板倉町特別職報酬審議会条例の一部改正でございまして、6条中「総合政策課」を「総務課」とする文言変えでございまして。

次に、第5条ですが、板倉町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でして、14条中「総合政策課」を「総務課」と文言変えをするものでございます。

次に、第6条ですが、板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正でございまして、第9条中「総合政策課」を「総務課」とする文言変えでございまして。

続いて、第7条でございまして、板倉町総合計画審議会条例の一部改正ですが、第7条中「総合政策課」を「企画財政課」と文言変えするものでございます。

次に、第8条でございまして、板倉町都市計画審議会条例の一部改正でございまして、第9条中「建設農政課」を「都市建設課」とする文言変えでございまして。

次に、第9条ですが、板倉町公民館条例の一部改正でございまして、第4条中「グループ員及びその他の職員」を「職員」に改めるものでございます。

第4条から第8条までは行政組織の課名改正に伴うものでございまして、第9条はグループ制から係制への移行に伴う改正でございまして。

附則としまして、この条例は、平成21年7月1日から施行するというものでございます。

以上説明を終わりますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番の青木ですけれども、2月6日のときの組織改編の資料に課・局長級というので11プラス1というのがありますけれども、この11はわかるのですけれども、プラス1というのは、農業共済派遣というのがあるのですけれども、ただこの派遣している人の待遇を課長待遇にするということの意味でプラス1というのがあるのでしょうか。何か1月のときには載っていなかったのが2月にはプラス1というのが出ていたので、これは何のことかと。この前聞きはぐってしまったのですけれども、そういうことなのですか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 今農業共済の事務局へ派遣している職員は、町の位置づけはグループリーダーで派遣しているのですけれども、共済組合では管理職として板倉町から受け入れております。ですから共済組合では課長職を担っているわけです。今回の行政機構の改編の中では、18年までは課長職で派遣していたものですから、課長職で派遣をするということでプラス1というふうに2月6日では説明させていただきました。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 1月と2月2回と合計3回組織改編については説明会というか、議員協議会で話が出ていまして、同じことを聞くのも何かオウム返しみたいなことで意味のないことかと思うのですけれども、前回の2月19日も3回目ということで何にも質疑のときになかったのですよね、もう1回、2回で出尽くして、同じことなので。でも、今日は議会ということなので、あえて同じ内容のことを聞かなければならぬかと思うのですけれども、先ほどの町長の話でも、きのう板倉高校の卒業式でも、生徒さんでも100年に1度の経済危機、経済危機というのが流行語というか、あるいは口を開けば100年に1度の経済危機というのが常套文句に使われておるわけですが、そういう時期に機構改革するということの目的が、この前の説明だと町民のそういう声があるということが理由なのですけれども、町民の声という声は、こういう組織改革するには目的というか、理由、根拠が貧弱過ぎると。

ここに議会にいる人も町民の声なのですけれども、議会の声というのはなかったみたいな、議会の声の人も町民の声なのですけれども、議会からはそういう声が上がっているということは何にもなくて、町民の声、町民の声ということが主たる理由のようなのですけれども、どうもいろいろ推測するに、町民の声というよりも、私はこの前も言ったのですけれども、どうもこれ、職員の職員による職員のための機構改革とこの前も言ったのですけれども、どうも職員へのサービスのための機構改革だとしか私には感じ取れない、映らないのですけれども、そういうのもわかるのですけれども、先ほども言っているように非常に経済環境も厳しくて、民間なんかにおいては大変な状況に置かれて、職を確保することでさえ大変な状況にあって、職員といえますか、サラリーマンというか、みんな役職とかそういうものに対する愛着というか欲望というか、そういうものが強いのは私もよくわかるのです。わかるのだけれども、職員の心情もよくわかるけれども、こういう時期にはそういうのも我慢しなければならぬと。そういうのもこれはやむを得ない時期にあるということもあるのです。

そういう意味で、どうも機構改革のねらいというか、目的が非常に理解しがたいところがあるのです。それは町民の声だから数の中には、何事だって当初はそれは戸惑いますよね。魚俊があっちのバイパスのほうへ移転してしまえば、知らない人は行けば、「あれ、店がなくなっちゃったわ」とか、「どうしたん」とかと言えば、だれかに聞いて1回目は行かなくてはならない。そういうのは何事でも起こり得るわけですから、町民が不便さがあるとか戸惑いがあるとかというのも、そんなものはいつきのことであって、なればそんなにどうということないということになるので、非常に理由が薄弱というか、貧弱過ぎるのではないかなと私は思うのだけれども、その辺のところを再度町長も、どうしてもこれやりたいんだという根拠、何か言えない理由があるのはよくわかるのですけれども、それは言えないでしょう、口が避けても。だからその辺のことはいいのですけれども、大義名分がちょっと根拠に欠けるような気がするのですけれども、職員サービスにというのは非常に見えているのですけれども、言いにくいのでしょうかけれども、その辺のところはも

うちちょっと、町民の声というだけではちょっと薄弱過ぎると思うのですけれども、とりあえず質問にお答えいただければと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいま青木議員さんの質問、みずからもおっしゃられたように出尽くした中での議論の再確認ということで受けとめております。私もそういう意味では答えは同じ形であろうと思っておりますが、さらにただいま職員のための職員の機構改革と申し上げましたが、これが私の立候補のときのマニフェストでございます。この中の2番目に「生活者の視点に立った町民の皆様が主役の行政に変えます。町民の行政による行政評価委員会」云々、その次、「わかりやすい役場にし、町民を待たせない、たらい回しにしない行政サービスを徹底します」ということを、選挙前になぜこれをつくったかということは、それなりの声が相当数聞こえましたので、私自身がこれを取り上げることで当選により近づくだらうと、そういう声にこたえることが私自身が有利になるだらうという、いわゆる町長に就任する前の選挙公約に2番目の大きいウエートを占めている流れの中でうたってございます。したがって、当選もする前でございますので、いわゆる職員の待遇云々とかそんなことは考えておりませんで、これを取り上げればこの声は結構大きなものがあるから、私は相手候補よりも相当有利になるのではないかと。

合併問題にしても同じです。板倉町の合併を考えたときに合併問題を、私は推進論者ですから、推進論を取り上げることのほうが私の選挙に有利になるのではないかとということも含め、命をかけて戦った結果としてのその前段の公約でございます。これをなぜつくったかという理由を考えれば、それは町民の声というものが原理原則、私のもとになっていることはおわかりいただけないのかなというふうに考えております。

それから、100年に1度の時期、100年に1度の時期というのは、おっしゃられておりますように基本的には経済危機でございまして、経済をこの問題で特別大きな支出をしたり、あるいは長期的視野に立った上で、今年だけでなく向こう10年ぐらいを見通して、今の支出よりも人件費の上昇が大幅に見込まれたり、そういったときにはこの時期では不適切だらうというふうに考えておりますが、単年度においても現状のグループ制とは同じか以下に抑えるような形で改革の提案をしておりますし、また一応10年間のこの間のシミュレーションということで申し上げましたが、今の制度でいった場合でも、あるいは皆様方にもしお認めをいただいた流れの中でいっても、いわゆる財政的には上がらないという、そういう試算も前にしたというお話を申し上げます。

それから町民の声が、なれる、確かにおっしゃるとおり魚俊さんの例を挙げれば、それもそのとおりだと思いますが、今までの役場に対する町民の非難あるいは中傷、疑問とかいろんな問題がある中で比較的大きかったのは役場の職員に対する……どういう例を挙げたらいいのでしょうか。例えば役場へ行ってみたらみんながじろっと見る、役場は暇だ、みんなが一斉にじろっと見るから非常に行きづらい、最近パソコンだけ見ていて、逆に全然見ないという意見もこの間ございました。あるいは愛想が悪い、果たしてまじめにやっているのかという比較的組織の機構でない中での役場に対する批判はあったかと思っておりますが、その組織に対する苦情があったのか、過去ずっと来てこの2年間とどこが違うのかということも議論をさせていただきまして、そういう流れの中でも、例えば今言った目的課が連想できないとか、いろんなそういう組織そのものに疑問を感じた苦情というのはこの2年間変わったことにより比較的多いとか、それは町民の皆様

とって役場に行くについて課が連想できないというのはある意味では非常に基本的な重大な問題と思っております関係上、できればわかりやすくしたいということも考えた理由の中にございます。

それから、時期的に100年に1度ということで、まさにほかのものであれば考えるべきものでありますが、私は逆にほかの分野が不活性化しておりますから、役場だけでもまず活性化をさせるということも含め、町民のそういったものにこたえ、役場だけでも活性化をさせ、いわゆるサービスを上げるためにはこの時期に、むしろ100年に1度のこの時期ですから、役場の職員も目の色を変えて頑張っていたと意味でも活力を与えたいというふうにも考えておまして、答えが直接答えになったかどうかわかりませんが、ずっと申し上げてきているのはそういう趣旨でございます。

以上、その点でまたご質問があればお受けいたします。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） わかりにくいとかということは、名称を変えれば、人間、なれですから、古い何とか係とか、そういうほうがわかりいいという声は当然あるかと思うのです。そんなものだったら、これはグループ制だとか何かというのではなくて従来の何とか係というわかりやすい名称に変えれば、それだけでそれはただ単に解消するだけのことであって、それとわかりにくい、わかりにくいと言いますけれども、調べてみればわかるかと思うのですけれども、住民が、普通の人が役場に何回来るかというのです、年間に。普通の住民が役場に、業者でもない人が何回も来るか。業者は何回も来るからすぐわかってしまうわけです。ですから、そういう点で役場の使い勝手が悪いとか何とかというのには、そんな町民の声は余りないと思っております。あえて言えば、そういう係を従来どおりの名前に戻すとか、戻さなくたって今の名前だとなれば、来ても1年に1回ぐらいの程度のことだから、それほど不便さは感じないと思うのです。

それと改編する時期を何でこんな急がなくてはならないのかと。年度の途中においても、例えば7月1日からでも断行したいのだ、実施したいのだというその意図がわからないのです。やるなら例えばもう少しじっくり考えて、22年の4月からになってしまうわけですか。来年の4月からするとか。この間も議員の中でも組織改編に疑問持っているいろいろ発言されているわけだから、これも立派な町民の声ですよ。

そこに上毛新聞の記者がいるのでしようけれども、上毛新聞の今日の記事なんかを見ると、議会はなかったかのごとく書いてあるのです。もう組織改編が決まったみたいに今日の記事に書いてありますよ。上毛さんの記者さんですか、そこの方。上毛さん。だから上毛さんの新聞の記者も町の職員も、今は何か議会とかというのは空気みたいな存在で、同意機関で、余り存在していないように、社会的にそう認知されているのかもしれないね。議会というのは追認機関かどういう機関だか、新聞社までそんなふうに乗っている。まだ決定もしないことをあたかももう決まっちゃったみたいにああいうふうに報道すると。私なんかと思うと、新聞記者も新聞社もかなりセンスがないと思うのだよね。行政機構というものの存在をきちっと理解していない。一応議会を経なければあれは決まらないのだよ、新聞社の方。間違わないようにね。

町の職員の人でも職員の声、町民の声と言うけれども、議会の声は町民の声なのだよ、これ。直接民主主義とれば一番いいのだけれども、便宜上こういう間接民主主義を効率性のためにとっているのでしょう、日本も世界も。だから議会の声はイコール町民の声なのです。その声を忘れて何か町民の声、町民の声と。議会の声なんかあんなの無視しちゃったっていいんだというふうに乗っているわけ、この前からも。職員もそうですよ、そういうふうに乗っているのだから。新聞社もそうになっている。社会がそういうふうになって

いるのでしょうか。だからもう一度行政組織の機構と申しますか、執行側と議会というものの存在、こんな田舎の板倉町だって議会なのだから、国会だけが議会ではないのですから、その辺のことも踏まえてそういう声も尊重してというか、参考にしていくべきかなと思うのですけれども。

それと、なぜそんなに急がなくてはならないのか。時期の途中にまでこれを断行しなくてはならないのか、そういう声があるのにもかかわらず。それだったら、もうちょっとじっくり、もう一回ゆっくりと検討して……何も組織改革に私は反対しているわけではないのだよ、どうしてもやらなくてはならない部分があるのだったら。

組織改革見ると、ただ2つに分割しただけの、課を増やすための、先ほども言っているように100年に1度の経済危機、経済危機と言って、外形的にはスリム化ではなくて組織の肥大化というのは世間的には非常に評判が悪くなりますよ。それこそ町民だって間抜けな人ばかりいないのだから、見ると。町長は言いますよ。人件費は増えないのだという建前で説明するしかないのです。だけれども、そんなこと言ったって、100万遍言ったって、世間の人は課を倍増したとかといえば、わかる人は何やってるんだと。何やってるんだと言われるのです。「おまえら、議会のやつはばかやつらだな、おまえら」とか、「何でそんなのにばかみたいに同意してるんだ。わかんないか、そんなの」とかと言う人だって数のうちにはいるの、現実には。だから、そういうことを言われるので私なんか言っているのですけれども、その辺のことをよく考慮して、私から見ると職員に対するサービスというふうな理解しかできないのですけれども、それはとりよるから、私の想像だからそう映るのですけれども、その辺のことを含めてもう一回お答えいただければと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 青木さんと議論がかみ合わない面が幾つかあろうかと思っております。議会の無視、あるいは新聞社の問題は新聞社の姿勢ですから、私もどうとも言うつもりはございません。現実にごして本席でこの場で決めていただくことを前提に我々も真剣に対応しております。決まってもおりませんし。議会の無視とか議会の声、これは青木さんは一人で今ご質問をずっとされておりますが、議会の中でどう考えているかというものも、過日そこそこに皆さんのご意見を伺ったところでございまして、議会の声が反対が多いのか賛成が多いのか、私はまだ見きわめておりません。したがって、ちゃんとした議会で正式なご表明をいただくという、これが正式なルールかと思っております、無視ということではないと思います。十分皆さんの意見も聞かせていただいております。

それから、議会の声と町民の声のとらえ方でございますが、私がかねてから言っておりますように、自分も議会議員でもありましたので、どちらも大事であろうと思っておりますし、比較的直近の例から申し上げます、ついこの間、町民の声を聞いた私の立場とすれば、町民の声をとりあえず優先をし、さらに議会の手順を踏んで議会の皆様方の意見を拝聴した上で皆様にご決定をゆだねると。私が問題提起をしているという意味でおとらえただいて結構かと思っております。強引に職員のためとか、あるいは何かを意図してということでもございませぬので、そこら辺のところはできれば素直にお受け取りをいただければありがたいと思っております。

それから、なぜ7月かということですが、冒頭私の趣旨は一貫してございまして、できれば4月1

日からやりたかったものでございます。しかし、今回の経緯の中でご議論が伯仲をしていることでございまして、しかも私自身は、先ほどの繰り返しになりますが、そういう方向性のほうがよろしいという判断を持った上で考えておりますので、できれば4月1日であったのですが、やむなく皆さんの判断をいただいた上でもし実行ができるのであれば、一番、準備期間も含め7月1日ごろかなという感じで7月というところでございまして、むやみやたらに当てずっぽうで出しているつもりはございません。

それから、なぜ1年後まで待てないかということも含め、これはスタンスの違いでございまして、町民の皆さんがなればいいのか、少数だからそれはそんなに……少数とはおっしゃっていませんですね。なればいいのか、あるいは毎日来ている人はわかっているのだからいいとかという問題ではなく、やっぱり姿勢としてよりよい姿を追求するというので、初めて来た人だってほかのまちよりわかりづらいということはないように思っております。例えば板倉と比較してですよ。そういう意味でわかりやすい役場にするために一刻も早く、2年間やった結果としてそういうものが、町民の苦情あるいは町民だけではございません。もちろん職員の中でもありますし、あとは議員の中でも相当数、それを町民の声として聞いている方々もいられるように私は把握しておりますので、そういったことでございます。

使い勝手をよくすることについて、それも費用の関係、人件費の関係、それから社会背景を踏まえてもということをお考えしても、私はできるだけ早く、いいことはやってみて、やった後にご指摘をいただいて、悪いところがあったら直していただくという、その人選も含めて繰り返さじやろうと思っております。もしお許しをいただけるならお認めをいただいて、1年後でもまたまずいところがあったら修正の動議でも何でも意見でも聞かせていただいて、やっぱり時代が流れているわけですから、例えば県においてでも言ってみれば理事制から部課長制に変えたということも含め、県民の声もそこそこ大事にしながら県庁の中の意見等も把握した中で100点満点、全員賛成という形で多分動かしたことであろうと思っておりますが、そういう意味で決して県庁を見習っているわけではございません。板倉町の中でそういう声があるということと、職員の実態、課長の実態、いろんな角度から踏まえた上で今よりよい形になることは間違いないというふうに一応今の時点では申し上げたいと思っております。

ただし、私は、このつくったものがだれしも出発においては100%に近いものを目指してつくるわけですが、時代に合わない面と、あるいは予測にそぐわない面と出る場合もありますので、それについてはこの場で皆様方に見直すことは決してやぶさかでない。青木議員さんの私どもに対する忠告的な意見は本当にありがたく思っております。できれば方法的にそういった形で、今現状はそういうことですから、一步踏み出していただいて、またまずい点を一つ一つ変えていくと。

私は、政治は夢を追いかけるのではなく、起こったことを一つ一つ手当てをしていくという、どちらかというとそういう古い政治家のタイプかとも自分で思っておりますので、そこら辺のところもご理解をいただければありがたいと思っております。

答弁になっているかどうかわかりませんが、またご質問があればお受けいたします。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 2番、延山です。先ほどの青木議員さんのご意見と若干相反するかなとは思いますが、私も組織の機構改革につきましては、一般質問の中にも何回か入れさせてもらいました。その

ときに、なぜ一般質問の中に入れたかということは、地元の中で「役場のグループ制というのは非常にわかりづらい。行っても自分の行く場所が迷っちゃう。役場に1年に1回しか行かないから簡単にすぐわかるような、そんな役場にしてもらいたい」、そんな意見が多くあったことによって一般質問をさせてもらいました。

そういうことで役場のこの機構についてどうも矛盾を感じていたわけなのですけれども、何回か議論を重ねてきました。そんな中で重ねることによっていろんな意見も出てきた中で時期尚早、また課を大きくする、課を増やす、いろんな意見の中で増やすことによって人件費がよりかかるというふうな感覚かもしれないのですけれども、人件費をかけないで機構改革をしていく、組織改編をしていくということでの基本的な考えなので、ぜひこの改革ということは進めていかなければならないかなと、そんな気がします。今まで2年間の中でグループ制、すばらしいグループ制ということでいい面も多分にあったと思うのです。グループ制のよさを係制の中に入れて改編していく。板倉町にとってはこの改編はぜひとも必要性が大だ、早急にすべきだ、そんなふうにするわけでございますので、ぜひ皆さん方にご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（荻野美友君） お答えはよろしいですか。

○2番（延山宗一君） はい。

○議長（荻野美友君） ここで暫時休憩いたします。

再開は10時20分とさせていただきます。

休 憩 （午前10時07分）

再 開 （午前10時20分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

続いて質疑を行います。質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。組織改編についての質疑をさせていただきますが、先ほど町長の所信表明の中で、前段において今の経済状況、世界、そういうお話がありました。まさに今そういうときであるというふうに私も思っております。それを前提といたしまして、なぜ今その改編をしなければならないか、私は今までお話し合いをしている中で町長との接点が合わないのは、なぜ今やらないかという、そこがあります。結局4課1局を9課ですか、にした。どうしてそんなに広げなければならないのかなというふうに思いました。その課を編成するに当たってどのくらいの職員とどこまで、どのくらいの課長、また係長、グループリーダーですか、どこまでどの辺の職員の皆さんとの話し合いでやったのか、そういうところをお聞きしたいなというふうに思っております。

そして、何といってもこれを改編する、それよりもまず現場に足しげく通って職員の生の声をよく聞いて、そして改編をしていくことのほうがいいのではないかな、私はそんなに急ぎ足で進まなくても、もう少し現場に足を運び、そして生の声を聞いて、そしてみんなで話し合い、知恵を出し合いながら改編をしていくということがいいのではないかなというふうに思っているわけです。

町長も100日とおっしゃっておいりました。早々にこういう改編に当たるという、本当にそれでいいものが

できるのかな、また指摘をされているように同じようなことを繰り返すのかな、どうなのだろうか。私たち……これは私たちではなくて、私は何とか出されたものに対して少しでも自分の歩みを寄りたい、そういう思いで今日まで来ましたが、どうしても急ぎ足で行かれるものですから、なかなか考えがまとまらず、今日のこの話になったわけですが、どの辺の職員との話し合い、またどういうことが出されたのか。それは前にも文書なりなんなりで見せていただきましたが、本当に私はまず現場、それが第一であるというふうに思っておりますが、その辺のことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 現場のお話でございましたが、どこら辺の範囲で話をし相談をしたかということですね。一応は人事担当を網羅をしている秘書政策グループ、それから課長会とかいうことで、その他の一般の職員には聞き取り調査はいたしていません。そのかわりに、前に申し上げました、これがために職員が書き出しているものではございません。要するにきのうは秋山さんとこの話を1時間、ともにしっかりと、でかい声もしながら、「いや、それは違う。こう思うんだ」というざっくばらんな意見交換をさせていただきましたが、職員の意向については毎年9月ごろに行っているものを見させていただいて、その中には上司と下司の関係、あるいは個人個人のプライベートな悩みとか、いろんな書き込むものも含め、組織に対してどう思うとか、それなりの、ある意味では人事異動に参考になるような部分もあろうかと思えますし、いろんなそういう調査がございまして、その中のものを過日幾つか抜粋したものがそういうことでございまして、比率とすれば肯定派は、今でよいという形は、この前も申し上げましたが、せいぜい比率で言って8・2かそこらかなと思って、7・3か8・2、要するに3が今のでもいいのではないかみたいな考え方をしている方もおられます。

でも、それに反して約倍以上、七、八割ということですが、今の形で前とは非常に仕事がしづらくなったりとか、いろんな問題を訴えておりますのを過日……疑われますので、私の性格上、そういう一枚一枚を全部名前と余計なところは黒消しにして本当は提示する方法もあるのですが、貴重な資料でございまして、それを塗りつぶすわけにもいきませんし、そういうことで抜粋とさせていただいて、一応公式に提示しているものでございますから、でもそれは町長が恣意的に操作したとか何とか疑われれば、もうこれは守秘義務もございまして、それは私は自分で自分の性格上、信頼をして課長に調べをさせたものと自分の目で見たと両方合計した上で判断をしております。そういったことで現実論としては、でも私は今の形とすれば現場の声はそういうことが1つ。

あとは、もう一つの現場は、私は町民の声という、それが現場だと思っております。職員のためにやろうということから始まったのではないということは再三言っておりますが、ご理解がいただけないようでございますが、結果としてこれをやるのが職員の士気も高めるとか、そういうことにつながるのだろうという表現をずっとしております。

それから、なぜ急ぐのかということですが、これは先ほど青木さんにお答えをしたとおり、これは見解の相違でありまして、こういう時期だからこそ、ほかには厳しい状況で不活性化しつつある中で、役場だけでも今よりも活性化をさせたいということであるほうが、でもそれに対して必要以上の余計なお金がかかったり、あるいは人件費の高騰を招くようなことであれば、これはご指摘をされることでごもっともかと

思っておりますけれども、そういうことではないということも再三再四明言をさせていただいております。

それから、4課1局、なぜそんなに広げるのかということですが、15課からなぜ4課にするのかと。その4課がなぜ適当だったのかという議論を本当はしていただきたいのです、過去のものでなくて。でも、現実に例えば我々もこれの一つするに当たりまして郡内も調査をしておりますし、近隣も全部調査をしております。別にほかのまちがどうだからということではないのですが、多分どのまちも自分のまちの守備範囲をどのくらいの課でまとめれば最も効率も含めてよいのか、人件費も含めて法定内でどういう形がよろしいのかということで苦心をされている結果が、今のどのまちもあるべき姿だろうと思っております、それから決して大きく増やし過ぎていませんし、そういう他市町村がそれでいいあんばいであれば、それに近い数字というのは元来それが自然だったあるべきものを減らし過ぎてしまったのだということはやっぱり私は言えるのではないかとということで、増やすのかということの論理は幾つもあるのですが、課長級のお金、課長手当にすれば26、課長以上も含めてですね。グループリーダー以上が今度提案をしようとしている課長の待遇ですが、そうすると26人から、実質はお金的にはですよ、課長手当をもらう人は12人ですか。派遣は別の問題として考えれば私は11ととらえていますが、現実的にはそういう意味で課長手当は減らしているということでありまして、もとの考え方は部長制なのです、部長制。課長であるけれども、部長制なのです。ということで、そこら辺のところも議論がなかなかかみ合わないところであります。

そういうことで、どのくらいの職員と話したのか。全員本当は聞き取り調査をして対面でやっても、でもこちらは長という立場と権力も持っていますから、それをやったとて本心ももしかしたら言ってくれる人、言わない人、いろいろあろうかと思っておりますので、私が自分の責任の範囲内で課長あるいはその担当部署としっかりと議論した上でマイナス効果はないだろうということを踏まえ、何回か、それを無理だとか強引だとかと言われるのは私は心外でございます、冒頭も申し上げましたが、よいことは今すぐからでも手をつけるというのが今後の姿勢でございますから、これに限らず、もしかしたらまた皆様方に問題提起という突然投げかけ、皆様方にそのご議論をしていただくと。十分検討していただいて、皆様方に判断をゆだねているわけですから、強引でも何でもないと思っております。そういうことでぜひご協力をお願いをできればと思っております。

それから、先ほど青木議員さんの質問の中でお答え切れなかったものが1つだけあったかなと思ったのですが、今ちょっとひらめいたのですが、また忘れてしまったから、一人でいっぱい答えているものですかからお許しをいただいて、1つ何か抜けているような感じがしたのですが、一応そういうことで、とりあえず秋山さんのお答えになったでしょうか。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 議論というか、話し合いをすればするほどお互いが歩み寄れる、そういうものも多々あると思います。私も昨夜、あるテレビを見ておりましたら、スズキ自動車の社長のお話が放映されておりました。鈴木社長は、雇用の問題、そして財政の問題等を打破していくのはやはり現場にあるという、その一徹で、そして運動靴を履いて各県内の工場内を歩き回り、そして現場に行くと、現場には金が落ちていて、そういうふうな発想から歩いているのだということの放映がされておりました。そこには工場の係長級ですか、そういう方がやった仕事に対してまだまだこれは上積みができるんじゃないか、またこれはもう少し拡大して利益を図れとか、そういう指示を淡々とされておりました。そういうことで私は本当に現場が

大事だということ、常にそれは思っております。

今この課をそんなに広げることが何で悪いんだということですが、私は今この不況下で、この中の課を精査して、そしてこの課ではこんなに広くては仕事がやりづらい、またなかなか手が行き届かない、そういうのは私は甘えであるというふうに思っております。今の企業の全体を見ていたならば、私はもう少し歩み寄ってその仕事に専念をしていただけたらなというふうに思っております。そういうことで課を減らしてはどうかと、そういうふうにお話をさせていただいたわけでございます。

私も反対ではありません。できれば歩み寄って、ともにいいまちをつくるということが理想でございます。それですので、この課の問題につきましては、私はご一考、もう一回よく考えをいただきたい、そういう思いでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（荻野美友君） 答弁はよろしいですか。

○10番（秋山豊子さん） はい。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。私も1点について、この機構改革についてお尋ねします。

皆様方からいろんな意見がありました。私も話を聞いていると、前町長が13課から8課にしたと。2年前が4課1局にしてきたと。そういう流れの中で見てみたときに、やはり収税減が前提になっている。交付税なんか毎年減っていますので、これは役場の職員の皆様方には13人も課長がいて仕事がやりやすく楽だというのはわかりますよ。それをあえてしなかったというのは、やはり収税面の減少が10年ぐらい前から際立ってきましたので、その辺の中で改革を進めてきたと。そのようないきさつを私は認識しております。

特にLANというか、LGWANですけれども、これは私の記憶が間違いでなければローカル・ガバメント・ウェブ何とかだと思ふのです。アンソロジー・ネットワークかな、多分。そういう形の中でやってきたわけなのですけれども、そのフロッピーというのは、やはりこれはコンピューター会社で板倉町も5億ぐらい、電子産業の部類でいろんな計算経費を払っていますけれども、毎年5億ぐらい、そういう形を踏んでいきますと、では課を果たして倍にしたということになりますと、フロッピーそのものも変えざるを得ない。どの課にどの支出があるという、そのような方向にいかざるを得ないと思っています。

先ほど町長の答弁ですと経費は増えないのだ、試算があると言っていますけれども、その辺のところを再度確認とっておきたいと思っております。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 管理職の手当面については、超勤手当も含めて現状の19年度、グループ制に移行した人件費以内で移行するという基本姿勢ではあります。ただ、今石山議員さんがおっしゃる各課、課名が変わることによって、各もろもろの電算の中の移行については経費が、今のままでということにはならないと思います。ですから、町長が答弁しているように、最小限の経費の中でということが前提にあるかなというふうに思います。ですから、前回グループ制に移行した2,000万近いお金をかけてまた戻すということではなくて、経費は最小限に抑えた中でそれを移行するということだと思っております。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 私も多分そのような答えだとは認識しておりました。私はそこまで行政の簡素化というのは、やはりこの電算業務はこういう形の中の課のほうに動いたらフロッピーディスクの変更でまたお金が増えるというのを提示していただきながら我々議会の中に提案して、なおかつ町長が話されましたように職員間の意思疎通あるいは組織の運営のやり方等についてもなるべく簡便でやりやすいというのは私も賛成でありますので、なおかつグループ制という言葉が、私日本人でありますので、これは私の弁明ですと、以前の町長は多分合併を前提に持ち上げてきたのかなとは私は思っております。なるべく簡素化しておいて、その電子ネット、行政システムを効率よく利用しておきながら広域合併を進めるというのが常套手段かなと思っておりますので、町長の答弁の中でも合併は不可避だと。そのような意見を私も聞いております。

今後さらに合併に対する経済環境というのは整っていく。住民からも職員の方の給料が、言っては悪いですが、すこぶる高過ぎる。なおかつ臨時職員だとか、そういう人たちが何十人もいるのに100万から200万で働かざるを得ないと。そういうのを固定するような意見の中で組織改革を進めるべきではないと思っておりますので、慎重な審議を重ねながら、期間をもって我々とする審議の中に加えていただいて結論を下したい、私はそのような意見でありますので、その辺のところをもう一度よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今石山議員の言わんとするところも理解できるところもあります。とりあえず方針としてはやっぱりまず変えなければいけないというのが前提になっていきますね。そこのところが全然違うわけですよ。その変えなければ理由も再三再四申し上げてきました。それから、簡単に名称を変えればわかりやすくなるのではないかということも、先ほど青木さんもそういったご質問もされましたが、それができないのですよ。名称を変えただけで、例えば要するに間口が広過ぎる。いっぱいその中にあるわけですから、これを効率化、要するに細部化というか、グループを小さくすることによって町民はわかりやすくなるということでありまして、名前を変えて済むのならそれが一番簡単なことだと思いますが、いろいろ慎重に検討してもそういった結論は出てこないというふうなところでございます。

それから、今後合併に向けて云々というお話もありましたが、合併もできるだけ早く推進を私自身はしたいと思ひまして、今回これがこの後ご議論が尽きた段階でご採決をいただくわけですが、その結論、どちらに転ぼうと、それを踏まえて合併対策推進室とか、そういったものは例えば現状の中でも設置はできますので、それはそれとして合併の問題は真剣に考えていく。それに対して皆様方のご議論も率直にちょうだいしていく姿勢であります。基本的に室とかそういうものを置くことについては、議会の皆様方に法的に諮らなくても十分できる作業です。

しかし、あえてなぜこれだけのことをやっているかということは、先ほど町民の声がどこまであるのかとか、いろんなことを言われますが、私どもはそこそこそういった声も聞きますので、使いやすくすることと、あとは使いやすくするためには、では名前を変えるだけで使いやすくなるのか。極端に言えば、課なんかなくして係そのものを全部ちゃんと置けば、一番それがわかりいいのですよ。水道課、下水道課、農業課、商業課、工業課、細分化すればするほどわかりやすいのですが、でもどうしても総括をする責任者も必要ですし、前に青木議員さんおっしゃいましたが、1万人を1人で把握しているという企業もあるのだというふうなお話もされましたが、現実論としてはこういった組織の機構としてはそういったことも不可能で

ございますし、最低限に効率と住民に対するサービスの低下、あるいはわかりやすさとかいろんなものを考えた末、どのまちも落ちついているところが15から10ぐらいという流れの中を参考にして、しかも15から5つに減ったものを……本当は15に戻すほうがもっとわかりやすいのですよ。ですけれども、いろんなそういった経費の問題とか今の時代の背景も含めながら、その中間程度。

だから理想を追い求めれば、お金をまた例えば2,500万なり2,000万なりいただけるのあればもう少しいい改革もできようかと思っておりますが、当面、合併の問題とか進めながら、でも町民のそういった声も含めて、先ほど申し上げましたが、議会の中にも反対だという人ばかりはいないわけですから、そういうことを総合的に勘案する。加えて私のそういった当選するに至った経緯、それは私の公約ですから、私を推した人に対しては、私は最低実行するために本議会に上げるぐらいのことはしなくてはならない立場でございます。水面下で取り下げたり、それは妥協というふうにも映りますので、一応議会を大事にする、本質上、議会の議員の皆様にご議論をいただいてご決定をいただくという姿勢であります。

そういうことで何となく適切な答えになっているのかどうかちょっとわからないのですが、いずれにしても真剣に考えた末の結論でございます。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

黒野一郎君。

○4番（黒野一郎君） 4番、黒野です。いろんなご意見の中で、聞いているわけでございますけれども、私も2年前はこの場で4課1局を賛成をした一人でございます。その中でもほぼの方が賛成をして2年前に4課1局になったわけでございますけれども、しかし私はそのとき、その後2年過ぎても何年か後には修正というのか改善する余地があるならば改善をしたほうがいいということもその中で言った一人であり、賛成もしました。しかし、今いろんなものが出てきて、1月から議員協議会等々含めてご議論しながらしたわけでございますけれども、私としては1月のときにも全面反対ではないと、そういうことも言いながら時期尚早かなと話しております。

そんな中で、先ほど栗原町長が話しているとおりのマニフェスト、公約だと。しかし、公約は公約として私はいいいと思いますけれども、やはりここは14名しかいない議会でございますけれども、こんな小さな町でございます。与党も野党もないのですよね。栗原新町長がよければ、私もいいものは賛成、賛成です、やっぱり。恐らく今回最終日までにはほぼ全部賛成の方向になるかと思っておりますけれども、しかしながら先ほど出した4課1局も含めて、前首長がもしここにいて出した場合でも私は反対をします。賛成ですけれども、4課1局を同じようなことを提案してきた場合でも、前首長が出してもやはり時期尚早だろうというふうには私と話したと思います。

ですから、ぜひそういったことで、勤める会社へ行っても、この中に会社へ行った方もいらっしゃるでしょうけれども、若いころ石の上にも三年だよと、そういったことで我慢することもやってきたと思うのですけれども、先ほどから聞いていると、もう既に前から、9月ごろからですから1年前までいきませんけれども、ご議論しながら大変だよ、なかなかわかりにくいとか聞いておりますけれども、まだ当時は1年ちょっとだと思えますね。去年の9月前からでしたら、職員がああだこうだ話しているということになれば。

ですから、その中で、先ほど来から聞いているとおり、時期尚早であるならば改めてもう少しお互いに歩み寄りながら、さらにまた改善する余地もあろうかなと、そう思いますので、余り細かいこと云々ではござ

いませんけれども、できるならばもうちょっとともに議論しながらいい方向に進めればいいかなと思いますので。ですから、私は私個人として、議員として反対でありますけれども、全面賛成云々ではありませんけれども、いい方向に導くならば賛成のほうにももちろん手を挙げますけれども、その辺を含めながらもう一度歩み寄れるような、そういったお答えができれば幸いかと思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 黒野議員さん、決して内容については反対でもない。ただ、時期尚早であるというようなご発言も前もされたことは非常にありがたく思っております。誤解をいただきたくないのは、9月ごろから職員と話をした。どうも職員、職員というふうに結びつけられるのが非常に私は心外であります、当選をするためにこの声を取り上げた。町民の声ですよ。先ほど延山議員さんもおっしゃいましたが、それは西地区だからだろうなんて言われればそれもそうかもしれませんが、比較的これを取り上げることで町民の声に沿うことができる、結果として相手候補と優位に立てるとい、いわゆる当選をするのか落選をするのかというある意味では命をかけた戦いに挑むのに、真剣に公約づくりもしたわけですよ。それはその段階で職員などということは全くもちろん入る余地もありませんし、役場にも私は4年間出入りもほとんどしておりませんし、そういうことで、ただ当選をしてこの立場に立ってから初めて、職員はどう思うのかということももしあれでしたら後日向けていただければありがたいのですが、そういう意味で意向調査をして、ああ、一般の声もあるし役場の中もやっぱりそういう考え方をしている人もそこそこあるのだなというこの2点の一つの動機だということは何回か繰り返しております。

要は時期尚早ということであれば、これから1年間このままでいくのと、ここでお認めいただいて、悪かったところを1年後に例えばまたご指摘いただくか、どちらがよいかということをご皆さん考えていただければ、ここでそういう声があるのであれば、一応その声を解消する努力を一回させていただいて、その結果1年後に、例えば今のままで1年いったほうがいいのか、時期尚早だからというものと、やっぱり政治の姿勢は、私は声を聞いたらできるだけこたえたいという姿勢でございますから、先ほど秋山議員さんも現場に足を運んでということでスズキ自動車の社長さんとか何だかのお話をしておりましたが、私もそういう意味では、今までの町長さんはどうだったかわかりませんが、毎日町長室に基本的にはおりまして、恐らく職員にはこれほど180度うるさい町長がいるのかということころまでは、そこまですると嫌われてしまいますが、細かくできるだけ指図もしておりますし、ただ町長が毎日毎日執務の流れの中で現場を歩きたいと思っても、正直、最初は年末いっぱいまでは、例えば北地区の公民館にも出向くこともできませんでしたし、いつか申しあげました保育園等にもなかなか課長も顔が出せないという、例えばその例一つを見ても、私もそれが頭にありましたから保育園にも直に行って「どうですか」ということも聞いてまいりました。精いっぱい努力を……それ以上もしかしたら針ヶ谷町長さんはされていたかどうかわかりませんが、でも時間は、私は外交する時間も前の町長さんほどはございませんから、毎日役場の中にいまして、どこにどういう問題があるかということは、正直申しあげまして長くおなれになった町長さんよりも新人でございますので神経も使っておりますし、自分もできれば喜ばれる、栗原になって町の状況は変わったと言われるようになれば私自身も得ですし評価も上がろうと思っておりますので、率直に言って自然の流れでも現場もできるだけ運ん

でいるつもりでございます。

ただ、秋山議員さんの言われる現場というのは町民一人一人、津々浦々、全部回ればそのほうがよいという論理は十分理論的には承知しておりますが、そこまでは現実論としてはできない。また、それをしなくても、そのために組織があるわけございまして、組織をいかに効率よく活性化をさせ動かしていくかというのも片や私の務めでございますので、そのための改革でもあるのだということで、ぜひご理解をいただいて、小異は捨てて大同におつきいいただいて、私は協力をいただきたいというふうに考えております。

しかし、断っておきますが、決まったらもうこれを何年も何年も、例えばまずい点が出て決まったことだからもう少し様子を見よう、様子を見よう、時期尚早だと私のほうからは申し上げません。はっきり申し上げておきますが、ご指摘を1年後でもいただいたら、早速皆様とご議論をしたいと思っておりますので、それを担保に例えばご指摘をいただければありがたいと思います。人間ですから完璧な形は生まれません。現状よりもよい形を求めたいという姿勢でございます。

○議長（荻野美友君） 黒野一郎君。

○4番（黒野一郎君） 栗原町長につきましては誤解のないように、私は先ほど9月と言ったのは、町長は9月からこの問題について云々ではなく、先ほど小野田課長が9月ごろからということだったものですから9月ごろということ先ほどちょっと話をしたものですから、改めて栗原町長が9月ごろから職員とどうのこうのではございませんので、それはひとつ誤解のないようによろしくお願いします。

それから、先ほど来話しているとおり、今日の上毛新聞の中にも表面に今日の板倉のことも書いてありますけれども、その上に自民党県議団がいろいろと管理者云々についての難色云々というのがありますけれども、自民党県議団につきましても大澤知事を支持してきた、当時やってきたわけでございますけれども、ですからその中でもやはり支持した県議団が難色を示しているということでございますので、支持したから100%賛成、支持しないから100%反対とかということはございませんので、やはり先ほど来から栗原町長、板倉町の支持した人たちが、そのための公約だと言いますけれども、もうちょっと大きな気持ちで、我々も同じです。いいものは賛成。ですから、これから板倉町1万6,000の人口が栗原町長の後ろにみんなが応援するんだ、ですからいいものを取り入れながらやっていくんだというような気持ちをぜひ持っていただいております。答弁結構です。

以上です。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

市川初江さん。

○6番（市川初江さん） 6番、市川です。皆さんがいろいろとご意見をお話ししてくださいました。また、町長のほうからもたくさんのご要望、ご意見がございましたけれども、私も機構改革、4課グループ制になった折には、あら、これはちょっと縮小し過ぎかなと、そんなことで意見を述べた経緯もございまして、でも、3月でもう弱2年ですね。もう一年たつと3年になるわけでございますけれども、私はこっちに窓口課が来るのはいかななものかなと、教育関係が本庁舎に入るとすることも逆ではないのかなと思っておりました。でも、やはり最初は戸惑っていたと思っておりますけれども、ほとんど私の知人は、駐車場も広いし、入った中ではあつと広い、いすも真ん中に置いてあつて、何かすがすがしいよねと。一目瞭然に見渡せて、なれるといいわねと。ですから反対ばかりではなくて、だんだん町民もなれてきて、使い勝手が、逆にこっちのほうだ

と狭いですから、そんなに込むことはないわけでございますけれども、本当に1年に1回の人もいれば2回、3回、本当に来る機会は確かに少ないわけです。

町長の言うように、わかりやすく、町民が初めて来てもぱっとわかるのが本当は一番いいわけでございますけれども、どんなにわかりやすくてもぱっと来てぱっとわかるという人ばかりではなくて、お年寄りもいるわけでございますので、窓口の方が親切丁寧に教えてあげることがどこでも恒例だと思うのです。そういう意味では2年たって、私はなれてきたのかなと。

そして、まさかこんな大変な時代になるとは私も思っておりませんでしたけれども、今思うと先端のグループ制度を導入した板倉町でお見本になるような行政ではないのかと私は思っていました。町長は公約だと言っておりますけれども、本当に町民の意向を聞きますと、町民はわかりやすくしてもらうのはありがたいわけですね。でも、そんなに課が増えるなんて夢にも私は思っていないと思うのです。びっくりしてしまいます。そうしますと、逆に私は町長の批判が出てくるのではないかなというふうにも思っております。

そういう意味で私もテレビをちらっとゆうべ見ておりましたら、日本では3月までに40万人の失業者が出る見通しと、そんなニュースが出ておりました。今年に入ってからリストララッシュでございますよね。ですから、本当に企業、大企業、中小企業なんかもっとつぶれてしまうわけでございますけれども、本当に皆さん、首長を初め職員の方も企業では従業員の方も我慢をしながら大変な中、いつリストラされるのかなと不安を持ちながら生活している人が本当に多いのだと思います。新聞にもぎわしておりますし、テレビでも本当に日常茶飯事ニュースが出ておるので、皆さん目をとめていらっしゃると思いますけれども、夫婦共働きしないと子供も育てられない、もうそんな時代でございます。ですので、本当にこの課をこれだけ増やしていいのかなと私は思うのです。ですから、どうしてもここが町民の皆様にはサービスが届かないからここだけは増やさなくてはならないとか、そういうところはあると思うのです。ですので、町長も100日と言っておりましたけれども、せめて1年は自分の目で体でしっかりと確かめて、その上でどういう機構改革をすることが町にとって町民にとって一番いいのか、そのことをもう一度考え直すべきではないかなと私は思っているのです。

ですから、私も全面的に100%反対ではございません。ですので、そういう意味でわかりやすい町政はもちろん大事でございますけれども、だからといってこのように3倍ぐらいの課にしてしまう。それはちょっとクエスチョンマークかなというふうに私は思うのです。ですから本当にもう少し町長、私たちも本当に一つになって町長ともどもご一緒にいいまちづくり、いい地域づくり、本当に町民の皆様、ああ新しい町長になってよかったねとほめていただけるような施策を行ってまいりたいなと思っておりますので、そこら辺を含めて、町長もう一度ご答弁をさせていただけたらと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いろんな角度からご教唆をいただきありがとうございます、いずれにしても最終的には通していただけるとすれば責任はだれにあるかということですね。私なのです。批判があればもちろん私が一番、それは賛成をされた議員も間接的に批判も受けるかもしれませんが、結果が悪い場合には、でも、だれが提案をし、だれが一番ばかを見るかということは、批判を浴びるかというのは、責任の所在は

提案者でございますから私にあるわけでございますので、当然ご指摘をされなくても、別の言葉で言えばご心配をいただかなくても、私自身は自分として例えば批判を浴びるかどうかも含め当然考えているつもりでございます。

それから、課を3倍とかおっしゃいますけれども、現実には3倍ではないのです。3分の1になったのを倍程度に、目的課とすれば4課を8課にするだけなのですから、しっかりとぜひそこら辺のところをご理解をいただければありがたいと思っております。

それから、位置的な問題ですね。位置的な問題は宿命的な問題がございまして、これは冒頭から、一番最初の提案をするときの自分の考え方を述べるときに、ご記憶がある方は多いと思うのですが、本丸が2つになってしまっているという宿命的なものを考えながらということで、2年間の流れの中でなれたものをこっちへ持ってきたりあっちへ行ったりということはできるだけ避けたいと。そういうグループ制で定着したもののよさも踏まえながらということをお願いしてきたつもりでもありますが、そういう意味でその一つは余り課を動かさない流れの中で、さらに目的制を多少今よりは倍程度、わかりやすさも倍程度になるのかなというぐらいな、わかりやすさだけを追求すれば3倍ぐらいになるのです。

でも、いろんな制約の中で、せっかくやるのに、本当はやるのであれば大改革をすべきではないかと。例えば先ほど石山議員さんおっしゃったように、お金をそこそこかけられるのであればもっと大胆な提案をするつもりでもありましたが、今の板倉の情勢、1,500万でも2,000万でも何とかほかの面で大事に使わなくてはならないという一つの制約、あるいは町民の声、職員の声、そして何よりも課長の、やがて、今いる5人の課長もそう遠からぬうちに必然的に退職にもなるだろうと思っておりますが、そういう流れの中でどなたか座っても今の課長さん以上に能力を発揮していただくということも、例えばそういうものを想定したときに、今の課長の前で十分その役目をこなしていないと言っては申しわけないですけども、非常に大変だろうという、いわゆるそういう能力をいかに十分発揮させるかという面から見ても、多面的に一応検討を加えた結果、この時期にこの規模でこのぐらいの内容でということ、決してベストな方法だとは思っておりません。

現状よりも、しかもお金はそれなりにかからない、かけないということでございますから、その範囲内でのことでありますので、なぜ逆に時期尚早、時期尚早と言われるのか、私のほうは本当のことを言えば理解に苦しむところでございます。具体的にどこが問題であるかとかご指摘をいただければ十分この3カ月で直せる余地もあったのですが、でも議員さんの中には、方向性は賛成だけれどもこのところはどうかと、いわゆる改革の内容に踏み込んで申し出のあった議員さんにつきましては真剣に検討を重ね、結果的には修正の幅は非常に大きくはなかったですが、できるだけ意に沿うようにこたえてきた経緯もございます。

ですから、できればそういう形で今後やらせていただいた流れで、やっぱりこれはまずいのではないのかということをもろこれから関心を持っていただき、今現状で出ているものをそのままあと1年もするよりも、政権も変わったということも踏まえ、群馬県の県知事大澤氏にしても、前の小寺さんがせっかくつくったものを2年でやっぱりよくないものだということの前提で、それも100%の同意なんか全然得られませんが、それが政治だというふうにも考えておまして、ご理解をいただければと思っております。それは私は強行ということでは、いわゆる強い、強行、無視、そういうことではないと思っております。しっかりと皆さん方の意見を聞きながら、最終的には皆様方のご判断にゆだねるという姿勢であります。だから、

やりたい、できればお願いしたいという、「たい」という姿でとどめさせておりまして、ご決定は皆様にお願いをいたします。

○議長（荻野美友君） 市川初江さん。

○6番（市川初江さん） 町長の気持ちは初めから全然変わっていないのだということがよくわかりました。こういう時代だからこそ本当に今こんな短い期間に、100日足らずで強行してしまう。普通は長というものは1年ぐらいいは冷静に見るものではないかなと私は思っております。残念でございますけれども、そういうことだと私もそのような判断をするしかないかなと思っておりました。でも、今後やはり大事なことはしっかりともう少し真剣に時間をかけて練ってやっていただきたいなど。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 時間をかけるということが必要なことは十分わかっておりますが、先ほども県の例を挙げましたが、県知事とて、すばらしい県知事さんだと思いますが、いいことは時間を置かずにやるという例もございまして、私自身が、板倉の町長だけが特別な人間だとは思っておりません。いいと思うことはできるだけすぐやるということを私は目指したいと思っております。一言だけ反論をさせていただきます。

○議長（荻野美友君） 市川初江さん。

○6番（市川初江さん） 私たち議員もそうですけれども、町長、また職員、私たちはやはり町民の皆様の税金をいただいているわけでございますので、そこら辺をしっかりと踏まえて本当に町民の皆様のお幸せのための行政の施策を行っていただきたい。

以上でございます。もう反論は要りません。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 町長の立場として町民の幸せ、私も税金をもらって今日の立場で、常勤という立場でございます。同じ立場で私も真剣に町民の立場を考えた上での結論でございます。

○議長（荻野美友君） 石山甚一郎君。

○9番（石山甚一郎君） 9番、石山でございます。先ほどからいろいろと意見が出ているわけですが、2年間経過を見まして、もちろん1年前からでも今の組織に対して不満、不平は出ていたわけですが、そのうちにこれもまた再改編はあるだろう、そういう町民が多かったわけですが。私どもには随分そういった意見を出してくれる者もおります。ましてや、今ここに建設農政課長さんおりますが、農政課長さんでございまして建設課長さん、これはダブっておりますが、どっちかといったらこの町の基幹産業が農業でございまして、農地を守るべき課長が建設、いわば開発のグループに入るわけですが、それを兼任していると、そういう形だけでも私どもにはどういうふうになっているのだと、そういう意見さえ届いておるわけですが。ですから、ここで再改編をいたしまして不平あるいは不満が出れば、町長が言っているとおり、後にまたそれを直すべきこと、見直しをできるのだと、そういうことでございますので、できれば私はここで、日にちも7月とうたっておりますが、その辺をめどに何とか改編をしていければいいのかなと、そういう意見でございます。よろしくお願いたします。

○議長（荻野美友君） 答弁はよろしいですか。

○9番（石山甚一郎君） はい。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。ありませんか。

次に、賛成の方の発言を許します。

どちらですか。

〔「反対」「反対が先なんだ」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） まず、反対の方の発言を許します。

○7番（青木秀夫君） 先ほどの質疑の中のことと一緒にのですが、基本的には反対ということで、それは考え方は十人十色と言われているのですから、物の見方は、同じ現象でも同じ物事にも皆とらえ方は人それぞれだから、これはやむを得ないのですけれども、反対という立場で討論、反対討論というか、反対したいと思います。

先ほども言ったこととダブりますけれども、100年に1度という、こういう時期に組織改編ということは、外観的に見ると、町民の声、町民の声と言うのですけれども、組織をスリム化から肥大化するということは、外観的に見れば、いかなる理由を出そうとも、これは経費は増大していくのだと、あるいは財政的には負担が増えていくのだということは、これは官民間問わずそういうふうに見られるということは、これは明らかなことであって、町民の声、町民の声と言いますが、そういう町民の声が私は結構多いのではないかと思うのです。ですから、そういう町民の声を反映するとやっぱり反対せざるを得ないということで反対としたいと思うのです。

先ほども理由に町民の声で利便性がどうのこうのとことなのですけれども、それとか管理職の手当が増えないとか、非常にそういう小さな、ささいなことなのですよ、管理職の手当が増えるとか減らないとかなんて。言ってみれば枝葉末節な話で、そういう理由で機構改革を進めようとしているのですけれども、私はそういうものではなくて、根幹にかかわる部分ということは、機構が増えるということは、機構が拡大するとか肥大化するということは、これはあらゆる組織が結果的には肥大化するということは、人が増える、人件費が増えるということが今までの事例であって、だからみんなスリム化、スリム化と言って、官民間問わず、国なんかだっていつも、30年も前から行政改革、行政改革と言って、多少は効果を上げているのでしょうけれども、年中行事みたいにやっているわけですね。そういうときにまた、何度も言いますが、やはり言葉にもなっている100年に1度の経済危機という時期に組織を拡大するということは、どう見ても町民の声から見るとこれはまずいという、反対するという声も多いのではないかと思うので、そういう声を代弁する形からしても、私個人も含めてこれは反対したいと思います。

○議長（荻野美友君） 次に、賛成の方の発言を許します。

野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） 8番、野中です。賛成の立場から意見を述べます。その理由を述べます。

今回の組織の見直しに当たっての最大の理由は、現状のグループ制ではわかりづらいということから今回の改編ということにつながったわけではありますが、グループ制のよいところの横のつながりを大切にしながら、町民にわかりやすい名称を取り入れた係制にするのだということの見直しということの説明であります。課は確かに増えますものの、それぞれ管理職手当を減らして、そして人件費を抑えることで管理費を下げるができる、そして町民のサービス向上に努めるという趣旨のものであります。

当初説明されたときは、11課1局の組織一覧表のみでこの4月から実施したいということでありましたから、私は余りにも性急過ぎると。しかも、年度の切りかえ時期で最も忙しい時期に実施するということはいろいろと問題もあろうと。そういうことで、さらに加えて、先ほど来意見が出ておりますように、今の厳しい社会情勢から考えるとき、さらに検討を要するということが反対意見を述べたものでありましたが、その後再検討されまして、また資料も用意されまして、課もわずかであるが減らし、先ほどありましたようにベストであるとは言いがたいですけれども、実施時期もスムーズなスタートを期すべく、7月実施ということであります。組織は、前から申し上げておりますように生き物であり、その時々々の行政課題に対処すべき組織が必要であります。今町が取り組まなくてはならないこととして、合併問題や八間樋橋の建設、そして企業誘致などなど、先ほど町長の施政方針の中でもありましたように課題が山積しております。このことから見ても仕事がやりやすい体制、そしてスピードに処理できる体制というものは本当に必要であります。行政コストを抑えながら町民サービス向上に職員一丸となって取り組まれることを望みまして、今回の組織の見直しについては賛成いたします。

○議長（荻野美友君） 次に、反対の方の発言を許します。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私は、反対の討論をさせていただきます。

先ほど、なぜ時期尚早なのかというところがわからないということで、町長の答弁もありました。私は、話し合い、それがまだまだ実っていない、そういうことに対しての時期尚早ではないかなと思っております。やはりまだまだ、これはほとんど、町長がもちろん答弁をしておりますけれども、これが一職員のもとに対してはどんなふうな答えを持っているのかな、そういうのを私たちももう少しお聞きをしていく必要もあるかな、そういう中で考えていくべきものも1つあるな、そういうことで私はもう少し時期尚早だということのそれが1つです。

それと、今の時代においてこれを出したときに町民はどのような思いをするかな、そういうことに対しては時期尚早ではないかなというふうに思っております。私たちも町民の皆さんから1票いただいて議員になっておりますので、今回のこの様子は克明に町民の皆さんにお話をしていかなければ理解は得られないというふうに思っておりますので、私はとにかく先ほども現場に知恵はあるのだということをお話ししましたら、私はそんなに現場は行けないというお話でありましたけれども、何といたっても現場です。私は今までずっとその現場を貫いて一般質問もみんなしてきました。そこに私は知恵がある、また考えなくてはならないことがいっぱいあると、そのように思っておりますので、私は全体からして反対の理由としては時期尚早であるということで反対をさせていただきます。

○議長（荻野美友君） 次に、賛成の方の発言を許します。

小森谷幸雄君。

○3番(小森谷幸雄君) 3番、小森谷でございます。いろいろご議論があったわけでございますけれども、その中で反対の皆さんのご意見を集約しますとやはり時期の問題というような観点から反対をされているというようなご意見が多数あったかと思っております。私は、次の点で賛成という形で意見を述べさせていただきます。

先般の4課1局の行政改革は平成19年の4月に行われたということで、2年を経過しておるわけでございますが、その中で弊害がやはり各部署に発生をしているというふうに認識をいたしております。その大きな問題点ですけれども、当然先ほどから議論があります担当部署がわからない、これは大きな問題であったかと思っておりますけれども、そのほかに課長の業務範囲の拡大ということで、課の組織管理でございますけれども、人的管理あるいは業務の中身の問題が従来我々が望んでいた以上におくれてきている、そういうふうに認識をいたしております。

それと同時にグループ内のコミュニケーションでございますが、従来の課長制からさらに大きくなった中で、課長はおられますけれども、先ほどからご議論があった部長職という立場でグループリーダーが実質的には課長職という立場で仕事をされている。そういった部分におきましては、やはりコミュニケーション上、あるいは業務の遂行上問題があるように感じております。それから、4課1局のグループ制に移行する中で、グループ内の相互扶助あるいは協力、あるいは一人二役とか三役とか、そういった横の連絡が従来よりも密になるであろうというような発想があったわけでございますが、行政の仕事上、非常に専門性が強く、お互いの仕事を理解をし合ってお互いの忙しさの中でそれをカバーし合うということがなかなか難しい状況になっている、そういうふうに考えております。そういった諸問題を解決するには、時期の問題もあろうかと思っておりますけれども、やはりスピードと、そういう中で今回の上程、議会に上程されておるわけでございますが、その中で速やかな採決をお願いしたいというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げた内容で1つつけ加えさせていただきますけれども、従来の課長の仕事が非常に広がったということで、なかなか常駐もできないし、なかなか専門分野に入り切れないという仕事の量と質の問題の中で、本来の課長に当たるべきグループリーダーがその辺で前の課長制と同じような仕事のレベルをしている。そうしますと、今回の4課1局における課長さん、当然その上には町長おるわけですが、課長、グループリーダー、サブリーダー、その辺の仕組みが従来の課長制と何ら変わらない状況に現状あるわけでございます。そういった中でコスト的な問題は全然上がらないという前提の中でいろいろ苦慮されているわけでございますので、そういった点からも私は賛成をしたいと。また、課内のコミュニケーションも活発になることによって仕事が平準化されるという点でも、仕事が非常に前向きに速やかにやりやすくなるというふうな観点から賛成のご意見とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(荻野美友君) 次に、反対の方の発言を許します。

青木佳一君。

○12番(青木佳一君) 先ほどの質疑で大体出尽くした感があるなど、私はそんなように思うのですけれども、反対している方も必ずしも10対0ではないと思う。限りなく賛成に近い反対だと思っている、私は。その歩み寄りがちょっとのところ非常に大事ではないかな、私はそこを指摘したい。例えば町長も就任以来ごあいさつの中で、とにかく私はまだ100日間ということいろいろな話を聞き、また集約した中で今真

剣に勉強しているのだといつもおっしゃっている。私はその姿に改めて敬服している一人だけれども、そしてまた改革、これも非常に大事、長として。ただし、その手法に今回は問題があったので、こんな長引いた議論になっているのだと思う。例えば町民が理想を求める。これをなるべく遂行してやるというのか、それに近いものやっていくというのが執行部の考えだと思うけれども、今のこの現状、町長もご理解は十分していると思うけれども、急激なスリム化、すべて企業でも職場でも、こういう時代において果たして適切か、ここが今みんながこの議論の一番問題視されている。ですから、これからの案件についても、私はいろいろな議論が出ると思うよ。ただ、私も限りなく近い反対の一人。限りなく近い。これだけは申しておきます。

○議長（荻野美友君） 次に、賛成の方の発言を許します。

川田安司君。

○13番（川田安司君） 13番、川田でございます。行政組織改編について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今のグループ制は、2年ほど前に実施されるとき、たしか年間2,000万ほどの財政効果が生まれると言われたことを記憶しております。しかし、その効果のほどは全く疑問でございます。また、課の名称を聞いても、どの課にどのような担当業務があるのか大変理解しがたく、役場へ行っても戸惑ってしまうという町民の多くの方たちの声を耳にいたします。そして、群馬県でもグループ制を廃止し、もとの部課長制に戻しております。また、近隣の市町村でもこれを実施しているところはほとんどなく、全国的にも仮にあって数少ないことと思います。これは民間組織ならいざ知らず、行政組織としてはグループ制のメリットは非常に少ないので不適切な制度であると考えている人が多いためだと思います。

また、名は体をあらわすと言われますが、今議会に提案された行政組織では、課の名称を聞けば担当の業務内容が容易に理解でき、わかりやすく、町民も戸惑うこともなくなることと思います。加えて財政負担は全く増えることもなく、町民の利便性は著しく高まることと思いますので、これを高く評価し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（荻野美友君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

もう一度お願いします。

〔挙手多数〕

○議長（荻野美友君） 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第7号 板倉町介護保険条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第7、議案第7号 板倉町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第7号 板倉町介護保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案は、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料について、現行と同様の6段階とし、保険料率も同額としますが、低所得者対策として第4段階において弾力化の特例措置を設けるものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第7号 板倉町介護保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

平成18年度から平成20年度まで講じておりました介護保険料の激変緩和措置が今年度で廃止になりますので、新たな特例措置といたしまして第4段階において弾力化を設けるものであります。

2条中の保険料率でありますけれども、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」の3年間に改めをするものであります。第1号被保険者の保険料につきましては、6段階で同額とするものであります。

附則でありますけれども、第1条、施行期日でありますけれども、この条例は、平成21年4月1日から施行するというものであります。

第2条、平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例でありますけれども、平成18年から平成20年まで講じておりました介護保険料の激変緩和措置が今年度で廃止になりますので、平成21年度から平成23年度において新たな特例措置としまして、4段階において弾力化を設けるものであります。

基準額の4段階、4万2,000円に0.83の調整率を行いまして3万4,800円とするものであります。

以上説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 11 時 35 分)

再 開 (午前 11 時 40 分)

○議長(荻野美友君) 再開いたします。

○議案第 8 号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

○議長(荻野美友君) 日程第 8、議案第 8 号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 議案第 8 号について申し上げます。板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げたいと思います。

本案につきましては、主に子供の福祉医療費の支給を通院についても現行の小学校卒業から中学校卒業までに拡充するための改正でございます。

以上ご説明申し上げましたが、細部については担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(荻野美友君) 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長(小野田国雄君)登壇]

○健康福祉課長(小野田国雄君) 議案第 8 号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

現在板倉町では通院が小学校卒業まで、入院が中学校卒業までの無料化となっておりますけれども、子供の支援を図ることから、4月から通院についても小学校卒業から中学校卒業までの無料化を実施することから条例を一部改正するものであります。

まず、第 1 条、目的でありますけれども、文言の整理をするものであります。

第 3 条、支給対象者でありますけれども、第 1 項第 1 号中でありますけれども、15歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者、中学校を卒業するまでの者とするものであります。

2 ページをお願いいたします。第 4 条、第 5 条については、見出しの改正及び条文構成の簡略化、表現の変更に伴う改正であります。

第 6 条、受給資格者証の提示でありますけれども、受給資格者証を提示する場合について、県内の医療機関等で受診する場合に限定をするものであります。

第 7 条でありますけれども、福祉医療費の支給対象額につきましては、条を追加して新たな各法令または制度ごとに各号で規定をしたものであります。

3 ページをお願いいたします。第 8 条、福祉医療費の支給については、第 7 条の追加により繰り下げ及び見出しを改正するものであります。また、現物給付による福祉医療費の支給方法等の記載になりますけれども、これまでは原則償還払い、特例としまして現物給付となっていましたけれども、原則現物給付、特例と

しまして償還払いとなるよう整理をするものであります。

第9条、福祉医療費の支給の特例でありますけれども、第8条で規定した給付方法の特例として、償還払いによる申請等をここで規定をしております。

4ページをお願いいたします。附則でありますけれども、施行期日でありますけれども、平成21年の4月1日から施行するというものであります。

以上説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議案第9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第9、議案第9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第9号についてご説明を申し上げます。板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてでございます。

本案は、群馬県との連携による融資制度である小口資金にかかわる借りかえ制度を継続して実施するための改正でございます。この制度の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱が平成21年4月1日に改正されることに伴い、本町においても所要の改正をあわせて行うもので、借りかえ制度の対象となる既往債務について、平成21年3月31日までに融資申し込みがあった場合としていたものを平成22年の3月31日までと延長するものでございます。

以上申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、担当課長の説明はございません。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（荻野美友君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 板倉町揚舟運航条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第10、議案第10号 板倉町揚舟運航条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第10号についてご説明を申し上げます。板倉町揚舟運航条例の一部改正についてでございます。

本案は、揚舟運航事業の運営における乗船者の利用料を500円から1,000円に改正しようとするものでございます。揚舟運航事業につきましては、平成14年度から実施をしております、有料運航に移行した平成17年度から毎年約100万円の利用料収入を得ておりますが、事業費については毎年約270万円の支出となっていることから、乗船者利用料の引き上げを行い、今後の継続的かつ発展的な事業運営を図るものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、これにつきましても以上の説明にて課長の説明はないということでご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 私も民俗研究会の流れをくみまして、一言申し上げます。

これは思い起こせば30年前、板倉町史編さんを目指して揚舟だとか水塚だとか、古来より板倉が恩恵にあずかった農具を初め民具についての調査の結果、またその生かしようということで何かいい方法がないだろうかということで、谷田川を指定して揚舟運航事業ということで、きっかけとすると民研が当初子供たちの教育の一環として始めた、そのようないきさつを持っております。

私も年度ははっきりしませんけれども、建設省なりが、谷田川は本来は昔の2級河川でありましたけれども、途中から県の指定河川となった。でも法的な枠の中においては河川ということでもありますけれども、板倉町もあの憩いの谷田川敷地内を公園化するという名目で何千万かの負担をして整備をしてきたというようにいきさつがあると思っております。特に板倉町には、正確な名称はわかりませんが、柳の林がありまして、この景観だけは貴重なものだというので、県の予算を使いながらも揚舟の試行運航のために掘削

をして航路を開設してきたと、そのような実績もあります。

特に今回私がちょっと疑問に思いますのは、そういう歴史背景の中で板倉町がぜひやりたい、お願いしたいということでやってきたわけです。私もその意見には賛同しまして、揚舟やら今の棚田、そういう子供たちの健全な育成、精神の発達を促進するためにお手伝いをしているというふうなきさつもあります。では、なぜ500円が17年度に有料化されたか、私も定かに覚えておりません、当事者ではありませんから。でも、500円という値段というの、それなりの審議だとか、あるいは経緯を踏まえて出した値かなとは思っております。たまたま今回その人たちに諮りもしないうちに町と議会の中だけで条例という名のもとに1,000円という値上げをすることに関しては越権的なものがありますので、変な話ですけれども、私はこれはもう少し猶予を持っていただきたい、そのように意見を申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 揚舟を担当しておる地域活性グループ、総合政策課ですけれども、町で経費として270万ほど出ています。収入として100万程度ということは170万くらいの町の持ち出しがあるわけですけれども、このままずっとこの状況で町の持ち出しを出しながらやっていった波及効果というものが、議員協議会でも説明させていただきましてけれども、揚舟に乗った方々にはいろんなところへ町内に観光で行っていただいているのだと思うのですけれども、それが数字的になかなかはね返ってこないものですから、できるだけ持ち出しを少なくして、継続的に発展的な事業運営をしていきたいということで今回提案させていただいているのですけれども、今議員さんおっしゃるように500円を設定したときの状況等も以前町長の答弁でありましたけれども、どうしても運営する側とすると船頭さんの賃金等もなかなか上げられない状況にあって、片や船頭さんからはちょっと上げてくれというような要望も出ています。そういったものを次から次へと町の持ち出しをどんどん、どんどん増やしていった方がいいのかということもありますので、今回1,000円に上げさせていただいて様子を見させていただきたいというふうに思います。議員協議会の中で、上げればお客は恐らく来ないだろうというような意見もございました、それは我々がきちんとPR、周知を行っていきながら、できるだけ多くの方に来ていただくような努力はもちろんしますし、それでも減ってということであれば、またその時点で見直しをさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 課長の財政運営上の苦しみというのは、私も一応会社をちょっとしたものをやっていますので、減っていくとやはりどこを削るかという、一番手っ取り早いのは収入の道を開くという、そういう方向に流れるなというのわかります。でも、これ、船頭さんという昔覚えた自分のわざを利用して生きがいの、老人たちという言葉が悪いですがけれども、その人たちの福祉の面も担っておりますので、条例という形の中でやるというのはやぶさかではありませんけれども、その周知徹底、実施前には当事者たちの同意を得ていただきたい、そのように強く私も申したいと思っております。その辺のところは課長、どうお考えでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 民研の方々に相談をしていないかもしれません。船頭さんたちを確保するというのが非常に難しいわけですね、その経験者もなかなかおらないです。大学生が2人おるのですが、国際地域の学生、観光学科ですので、4月からはその2人も東京に行ってしまうということで、こちらのほうの船頭としてのアルバイトを続けていただけるのかどうか、これもちょっと疑問です。船頭さんの経験がない方でもやってみたいという方が町外の方でもおりますので、そういった方もホームページ等で募集をして、今生きがいと言いましたけれども、本当にこういう川下りというものを自分が経験はしてないのだけれども、やってみたいという方は確におるのです。そういった方をいろいろ募集して、人材を確保しながらやっていきたいというふうには思います。今民研の方々にということのご意見ですので、この議会が終わりましたら間もなくその民研の方々にちょっとお話を投げてご意見をいただければというふう到现在感じています。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 課長、その姿勢は間違っていないと思います。ということで、やはり実際やっている方の意見を踏まえて実施するのだったら値上げ行為はするというその前提の中でやっていただきたい。あくまでもこれで決まってしまうと、これはもう法律ですから、条例ということになりますので、異論を唱えても何が何でも1,000円になってしまうと、そのようなことでありますので、ここで皆さん方、賛否をとるわけでありまして、そういう意味合いの中でもやはり条件ということをもう一度課長のほうから同意を得るというのを建前に採決をとっていただきたい、そのように思っております。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） ぜひ上げてやらせていただきたいのです、こちらとすると。ですから…

[何事か言う人あり]

○総合政策課長（小野田吉一君） ええ、そうなのです。やらせていただいて様子を見たいというふうに思います。その結果を民研の方々に理解を求めべく説明会なり話し合いを持ちたいというふうに答弁させていただいたつもりです。済みません。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。これを500円を1,000円に上げるということでありまして、この1,000円を上げた対価というか、本当に板倉町までわざわざこの揚舟に乗りに来てくださる、そういう来てくださる方のためにも表示ですか、今アピールとか周知徹底はしますという課長の答弁でありました。そういうことで、私はいつもこの話が出てくるときにもまたお話をさせていただくのですが、お客様が来て一目瞭然すぐわかるように立て看板等をきちっとしていくということも大事ななと思うのです。やはり来てくださる方は車ばかりで来るわけではないわけですね。東洋大の駅を利用して歩いてくる方もおりますので、またバスの時刻表などもこちらでつくって本当に見やすくするとか、またあそこの川べりというか、何かあるところに何か何かを、イベントがあるときはテントも出ます。そういうときに町のチラシなどもそこに置いて、乗った方がそのチラシを持ってまた帰るとか、そういった何か工夫を、やはり親切心を出すと

いうことも大事ななと思うのです。板倉にいる方は、ああ、ここからこう行けばすぐ東洋大に行って、バス停はここにあるなんていうことはもう知っておりますけれども、外から来る方はそういうことは未知でございますので、やはり親切心を持ってその辺も対処していくことが大事ななと思いますので、課長、その辺いかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 立て看板等も354沿いには立てていますし、それとご来場になられた方々にも季楽里への出店をお願いしたり、あるいは市場側で……板倉市場の方々にも出店をいただいて農産物を買ったり、そういった試みも20年度も実施してまいりました。

今秋山議員おっしゃるように、バス停については354の旧のほうを通っていますので、バス停でここでおりればということの表示というのがちょっとないと思うのです。ですから時刻表などにもそういったものを入れられるような工夫は必要だと思います。

それと、現地には板倉町内をいろんなところのパンフレット、もちろん車ででも行けるような、バスですと東西しか走っていませんので、ではバスで北地区へというような状況にはなかなかないのですけれども、ただ来られている方はおおむね車で来られていますので、そういった観光パンフレットは現地には盛りだくさん置いてPRはさせていただいていますので、バスを使う方々の利便性をどう高めるかということについてはちょっと検討してみたいというふうに思います。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

はっきり挙げてください。

[挙手多数]

○議長（荻野美友君） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 （午後 零時01分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

○議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（荻野美友君） 日程第11、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第11号についてご説明を申し上げます。群馬県市町村総合組合の規約変更に関する協議についてでございます。

本案は、前橋、高崎、榛東村及び吉岡町で組織されております本組合の組織団体「榛名興産市町村組合」が平成21年3月31日限りで任意解散することに伴う群馬県市町村総合事務組合の規約の改正でございます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっておりますので、お諮りをするものでございます。

以上ご説明申し上げ、担当課長の説明はございませんが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（荻野美友君） 日程第12、議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく議案第12号 群馬県市町村総合組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年6月1日から、本組合の組織団体である吉井町が廃され、その区域が本組合の組織団体である高崎市に編入されることに伴う群馬県市町村総合事務組合の規約の改正でございます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の構

成市町村と協議を行うこととなっておりますので、お諮りするものでございます。

同じく担当課長の説明はございませんが、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○議長（荻野美友君） 日程第13、議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年5月5日から、群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である富士見村が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である前橋市に編入すること及び平成21年6月1日から同広域連合の構成市町村である吉井町が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である高崎市に編入することに伴い、同広域連合規約を変更するものでございます。

同じく担当課長の説明はございませんが、ご決定をいただければ幸いに存じます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第14号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第15号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について

議案第16号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第17号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○議長（荻野美友君） 日程第14、議案第14号から日程第17、議案第17号の4件は公の施設にかかわる指定管理者の指定であり、関連がありますので一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第14号から議案第17号までを一括してご説明申し上げます。

現在社会福祉協議会に委託しております4施設（板倉町総合老人福祉センター、板倉町障害者生産活動センター、板倉町デイサービスセンター、板倉町障害者デイサービスセンター）が平成21年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となることから、新たに板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

以上ご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第14号から議案第17号までの各福祉施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

平成18年から地方自治法の改正によりまして指定管理者制度が導入されました。板倉町社会福祉協議会に福祉4施設を3年間の指定管理者として指定をしてきました。指定管理者の指定につきましては、いずれの施設とも老人福祉法、障害者自立支援法、介護保険法等に基づく施設であり、条例に基づく指定管理者の基準をクリアできる社会福祉法人として板倉町社会福祉協議会を指定をしてきました。

今回、再度板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定をすることになりました理由でありますけれども、組織の見直しによります管理委託料の削減、それから板倉町高齢者保健福祉計画に基づきます地域密着型小規模多機能居宅介護施設への社会福祉協議会独自の予算での参入となります。また、町との連携はもとより、地域住民や福祉団体と一体となつての地域福祉の増進や社会福祉のための最先端での活動が実績にあります。

以上の点から、今後も板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定をすることが適正な運営につながるものと考えております。

指定管理4施設でありますけれども、板倉町総合老人福祉センター、板倉町障害者生産活動センター、板

倉町デイサービスセンター、板倉町障害者デイサービスセンターの4施設になります。指定管理者となる団体でありますけれども、板倉町大字3411番地の1417、社会福祉法人板倉町社会福祉協議会会長、小林新内であります。指定の期間でありますけれども、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間です。

以上説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

日程第14、議案第14号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号 板倉町障害者生産活動センターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議案第18号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（荻野美友君） 日程第18、議案第18号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第18号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。本案は第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,427万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億1,488万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金に1,166万3,000円、国庫支出金に3億6,177万3,000円、財産収入に472万4,000円、繰越金に736万6,000円、町債に270万円を追加し、地方譲与税を200万円、配当割交付金400万円、株式等譲渡所得割交付金50万円、分担金及び負担金を859万1,000円、使用料及び手数料を1万5,000円、県支出金を9万3,000円、繰入金を8,603万6,000円、諸収入を271万8,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に3億7,684万3,000円を追加し、議会費を222万8,000円、民生費を1,695万円、衛生費を2,008万1,000円、農林水産業費を1,658万7,000円、土木費を2,358万3,000円、教育費を723万8,000円、公債費を118万1,000円、諸支出金を472万3,000円減額するものでございます。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上申し上げましたが、細部につきましては担当課長よりご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、

ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第18号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,427万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,488万9,000円とするものでございます。

繰越明許費につきましては、第2条で第2表、繰越明許費のとおりでございます。

また、債務負担行為の追加につきましては、第3条で第3表、債務負担行為補正によるものでございまして、地方債の補正につきましては第4条で第4表、地方債補正にあるとおりでございます。

2ページをお願いいたします。第1表で歳入歳出予算補正でございますけれども、ただいま町長の提案理由でご説明しておりますので省略をさせていただきますけれども、歳入の14款の国庫支出金、2項の国庫補助金が大き額となっておりますが、定額給付金と臨時交付金事業にかかわるものでございます。

4ページをお願いします。それを受けまして歳出のほうで2款の総務費、1項総務管理費で定額給付金事業と臨時交付金事業を予算措置させていただいております。

続いて、6ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございますけれども、2款の総務費、1項の総務管理費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、15事業を21年度内に終了するものでございますけれども、繰り越しをさせていただいて実施をしたいと考えております。1億3,247万円でございます。

8款の土木費、2項の道路橋梁費、こちらで地方道路交付金事業、町道1—12号線で430万円、町単独道路整備事業で450万円、それから9款の消防費、1項の消防費、防災対策事業ということで、大高嶋・飯積の防災ステーションの水防センターの建設にかかわるものでございまして、3,400万円を繰越明許させていただければというふうに思っております。

それから、次の7ページでございますけれども、第3表の債務負担行為の補正でございます。例規システム使用料で平成21年度229万円でございます。3月中に契約するというところからの債務負担でございます。それから、渡良瀬遊水地のアクリメーション振興財団の債務にかかわる損失補償ということで、平成15年分に借り入れたものなのですけれども、平成25年度分をやはり3月31日の返済計画を見直しを行いました。15年度分が平成24年度までで返済を完了するわけなのですけれども、なかなか完済できないものですから、1年先送りをするということでございます。これも3月31日にその返済計画に基づいて契約をするために債務負担ということで416万9,000円の補正が計上されているものでございます。

続いて、老人福祉センター・シルバー人材センター管理運営委託料ということで、平成21年度から23年度まで8,700万円、障害者生産活動センター管理運営委託料、こちらも平成21年度から23年度まで8,100万円、障害者デイサービスセンター管理運営委託料、平成21年度から平成23年度まで2,550万円ということで、指定管理者にかかわるものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。第4表の地方債の補正でございまして、一般公共事業債（県営内郷土地改良事業）で当初990万でございましたけれども、事業費の確定によりまして1,180万円に補正をするものでございます。また、一般公共事業債の国営附帯県営農地防災事業1,510万円をやはり事業費の確定に

よりまして1,590万円に補正をするものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、第2款の地方譲与税、第2項の地方道路譲与税、1目の地方道路譲与税が200万円の減になってございますけれども、暫定税率が廃止にあった1カ月分の減となっております。

それから、一番下の第9款地方特例交付金、第1項特例交付金、1目の地方特例交付金、こちらは1,166万3,000円の追加でございますけれども、こちらは住宅ローン減税がございまして、そちらの減税分の補てんの交付金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。第12款の分担金及び負担金、第2項の負担金、1目の民生費負担金で3節の児童福祉費負担金、私立保育園利用者負担金ということで820万円の減でございますけれども、そらいろ保育園の定員設定が30名減になったということの減額でございます。

次に、13ページで第14款の国庫支出金、第1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金では、2節の児童福祉費負担金で保育所運営費負担金ということで保育料収入の減に伴うもので700万円の減となっております。

それから、次の第2項の国庫補助金、1目の民生費国庫補助金では、障害者福祉費補助金ということで地域生活支援事業補助金414万1,000円の追加でございます。これは障害程度区分認定等の事業費の補助金でございます。次に、その下の児童福祉費補助金では、子育て応援特別手当交付金、定額給付金と子育て応援特別手当の交付金事業に係るものでございまして、720万円の追加というふうになってございます。

続いて、14ページでございますけれども、3目の土木費国庫補助金、地方道路交付金事業補助金で事業費の確定によります減額で605万円となっております。

それから、5目の総務費国庫補助金で地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金として974万7,000円、それから地域活性化・生活対策臨時交付金、これは先ほど言いました15事業の1億13万5,000円の追加です。定額給付金給付事業費補助金としまして2億4,549万2,000円の追加、定額給付金給付事務費の補助金で1,200万円を追加してございます。

続いて、その下でございますけれども、第3項の国庫委託金、3目の農林水産業費国庫委託金では、邑楽東部第一排水機場管理費委託金ということで、事業費の確定による減額で290万3,000円でございます。

15ページでございますけれども、第15款県支出金、第1項県負担金、1目の民生費県負担金では、2節の保育所運営費負担金、やはりそらいろ保育園の定員減によるものの減額で350万円がございまして。それから、その下の保険基盤安定負担金の中では国民健康保険安定負担金として449万4,000円の追加となっております。これは事業費追加による補助金の増額ということになってございます。

続いて、19ページをお願いします。こちらでは第18款の繰入金、第2項の基金繰入金でございます。2目の減債基金の繰入金では7,826万5,000円の減額ということでございます。

4目の公共施設等整備維持基金繰入金、公共施設の繰入金でございますけれども、入札工事の差金分の繰入額の減額ということで1,340万円の減額となっております。

19款の繰越金、第1項繰越金、1目の繰越金、前年度繰越金で736万6,000円の追加でございます。

続いて、20ページをお願いします。20ページの第21款の町債、第1項町債、2目の農林水産業債ということで県内郷土地改良事業の事業債で190万円の追加、それから国営附帯県営農地防災事業の80万円の追加で

ございます。

続いて、21ページ、歳出でございますけれども、歳出の中に人件費が出てまいりますけれども、人件費については職員の人件費1,934万5,000円の減額、臨時職員の人件費607万2,000円の減額がございます。主な理由としましては、理事者の給料等の減率分919万8,000円の減、それから教育長不在分で272万円の減、それから特殊勤務といたしまして、第一排水機場の職員の出役の日数の減によるものが326万7,000円の減、臨時職員の不在分によるものの減で227万1,000円の減がございますので、人件費についてはここでまとめて説明をさせていただきます。

続いて、26ページをお願いします。第17目の地域活性化・生活対策費ということで、地域活性化・生活対策臨時交付金事業ということで1億3,247万円の追加でございます。これは議員協議会でも説明させていただきましたけれども、一つ一つ事業の追加分を説明させていただきます。

地域の安全確保推進事業ということで818万1,000円でございます。それから臨時防犯灯の設置事業で500万円の追加、交通安全・防犯対策事業ということで250万円の追加、防災サイレン設置事業で400万円の追加、地上デジタルテレビ導入事業で455万円の追加、ICT講習会充実事業で220万5,000円の追加、電子行政基盤整備事業で965万円の追加、板倉町障害者生活活動センター改修事業で88万1,000円の追加、板倉保育園放送設備整備事業で48万円の追加、北保育園放送設備整備事業で48万円の追加、板倉町総合老人福祉センター改修事業で2,533万9,000円の追加、板倉町保健センター改修事業で1,060万円の追加、板倉町農産物直売所屋外テント設置事業で600万円の追加、臨時町単独道路補修事業で910万円の追加、臨時町単独道路整備事業で4,200万円の追加、運動場等環境整備事業で150万4,000円の追加となっております。

続いて、28ページをお願いします。定額給付金給付事業でございますけれども、2億5,749万2,000円の追加となっております。事務費が1,200万円と給付金で2億4,549万2,000円の追加となっております。

続いて……

「ページが違う」と言う人あり]

○総合政策課長（小野田吉一君） ページが違う。今ご説明させていただいたのが27ページから29ページまで渡っているのですね。済みません。定額給付金が先になっているのですね。26ページ。済みません。私のは後になっていました。済みません。26ページで定額給付金で2億5,749万2,000円の追加ですね。職員手当等から物品借上使用料までが事務費で1,200万円です。定額給付金が2億4,549万2,000円の追加となっております。

次は33ページ、これはちょっと違いますね。済みませんですね。主立ったところを目印しておいたのですが、今度は目印がないので……。

「項目だけ言ってもらえば探すから」と言う人あり]

○総合政策課長（小野田吉一君） 大丈夫です。今皆さんと同じ資料を持っていますので。

では40ページまでちょっと飛ばさせていただきます。ほとんど減額のところでございますので。40ページでも減額なのですけれども、第4款の衛生費、第2項の清掃費では、特に塵芥処理費の中で資源化センターの管理運営事業で502万4,000円の減、それから一番下で東邑楽一般廃棄物広域処理共同事業で219万4,000円の減、それから、次の41ページのほうでも資源ごみの処理委託料で262万円の減というふうになっております。

それから、42ページ、第6款の農林水産業費でございますけれども、第1項の農業費、こちらは2目の農業総務費では2つ目の丸で農業農村応援事業ということで認定農業者農用地利用集積促進奨励金で228万2,000円の減額がございます。また、次の農業振興費では一番下の丸で飼料用稲作付拡大対策事業で331万5,000円の減額がございます。

それから、次のページでは、5目の農地費で上から2つ目で内郷土地改良事業の負担金で468万円の減、それから下から2つ目のところで邑楽東部第一排水機場の person 費の出役日数の減ったということの326万7,000円の減額ということでございます。

次に、44ページで第8款の土木費、第2項の道路橋梁費でございますけれども、こちらでは3目の道路新設改良費でございます。こちらでは1-12号線で道路改良費を減額して物件補償費400万円の追加というふうになってございます。

それから、第4項の都市計画費、1目の都市計画総務費では、景観創出促進事業で250万円の減額ということで、1年先送りをするというところでございます。

2目の公園費で西丘神社の周辺整備事業で650万円の減額ということでございます。用地購入費なのですが、地権者との交渉の中でなかなかうまくいかない部分がございますして、減額とさせていただいております。

それから、3目の下水道費、下水道事業の特別会計繰出金が1,188万3,000円の減額となっております。

以上でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。大変失礼しました。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山甚一郎君。

○9番（石山甚一郎君） 9番、石山です。43ページの農林水産業費、5目の農地費の関係で一番下、小規模土地改良事業の長沼地区とあります。これは先日、まだおとといあたりかな、工事が終わったかなと思うのですが、これは工事がやりよくてこういった減額でできたのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） ただいまのご質問でございますが、これは当初県単の補助事業でございまして、概算の工事費用でいわゆる補助金の要望をしておたということでございまして、最終的に積算をいたしまして発注をした結果、やはり最終的な工事費用が削減につながったということでございまして、それに伴う減額補正ということでございます。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。今までの第一排水機場の減額についてなのですが、14ページに国庫補助の部類の中に3番農林水産業費国庫委託金ということで290万減額になっていまして、次に43ページの農林水産業費ということで、これは町側の支出の中で326万円の person 費、多分稼働日数が減ったので326万7,000円減額になったというのですけれども、この差というのは他町村からの面積に応じて分担割合があると思うのですけれども、要するに館林分、藤岡分に対する支出でずれが出ているという、そういう意味合いでよろしいでしょうか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） この関係につきましては、議員ご指摘のとおり運転時間の日数、時間が当初の見込みよりも減少したということが一番の要因でございます。あわせて、当然この費用負担には国庫と現在は県土整備部、いわゆる土木事務所からの委託金が入っておるわけでございますが、その地元負担にかかわる部分につきましては、流域面積割によりまして館林と藤岡町からそれ相応の負担をいただいているということでございますが、運転稼働の時間が当初の見込みよりも少なかったということでございますので、それに伴いまして館林、藤岡からの負担もそれなりに減額されているということでございます。そういうことをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） 8番、野中です。45ページですが、1点だけお聞きしたいと思います。西丘神社の周辺整備の関係で、今回地権者の関係で600万円減額というようなことでございますけれども、この周辺整備の今の進捗状況はどうなっているのか伺いたしたいと思います。

また、これからの今後の整備方針といいますか、それなどについても現段階での取り組みといいますか、そういったことについて伺いたしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 今回の予算の減額補正につきましては、先ほど総合政策課長の説明の中にもありましたとおり、用地の交渉の関係もでございます。当初買収予定をされた地権者が2名おりまして、そのうち1名は売り渡しは了解をさせていただけるというところまでは進んできておりました。もう一人につきましては、売り渡しにつきましては不可ということでありまして、反対はしないが売り渡しはできないということで、賃貸方式であれば応じてもいいというような、そういうこれまでの経過がございます。そういう中でいろいろこれまでの公共用地の取得のあり方等にかんがみますと、できれば買い取りをするべきであろうという判断も一つございました。そういうことで土地の買収の交渉につきましては、2件が同じような進み方が現時点では見られないということがあります。

それとあわせて、現在の逼迫した財政事情の中で、当初計画をされた内容どおりで今後事業を継続していくことが非常に困難であるというようなことも一面にはございます。そういった事情がございましたので、20年度では土地の買収を実行いたしておらないということでございます。また、これも過去、地域の皆様方を取り込んだ西丘神社周辺整備構想検討委員会という組織においても、いろいろこの関係、議論もされてきておるところでございますので、今後町といたしましてもどういう対応をしていくか、当然内部で詰めた結果をもって地元に来る説明をしていきたいというふうを考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。46ページの一番下なのですけれども、奨学資金貸与事業の288万の説明をお願いします。

○議長（荻野美友君） 田口教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（田口 茂君）登壇]

○教育委員会事務局長（田口 茂君） 今回の奨学金の減額につきましては、当初予定していた貸付人数に至らなかったということです。基本的には当初予算をそっくり今回は減額させていただきます。というのは、ご承知のとおり、別枠で町の基金ができています。奨学基金ですね。それが今現在約500万弱ありますので、今年度についてはどうか大丈夫だろうということです。具体的な数字を申し上げますけれども、当初予算では継続の方を37名貸し付けする予算、新規の方を18名貸し付ける予算ということで計上させてもらっています。実際には継続の方が途中で学校をやめられたということで36名、それと新規の方が13名ということで、本年度につきましては全額減額しても対応できるということで全額減額しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） ちょっと議長にお願いがあるのですけれども、質問は3回というルールが原則あるのでしょうかけれども、短く答えるのが幾つかありますので、少しオーバーしてもよろしいか許可いただきたいのですけれども。なるべくその前で抑えるけれども、あえてしたいということもありますので、短く。

まず1つは小菅会計管理者に聞きたいのですけれども、今2月末現在で現金預金……基金は別ですよ。いわゆる運転資金です。残高どのくらい残っているのかということと、もう一つは、予算に基金からの繰入金がありますよね。基金からの繰入金、5億3,000万載っていますけれども、これが現在どのくらい取り崩して執行しているのかということ。その2点とりあえず、簡単にいいですから、お願いします。

○議長（荻野美友君） 小菅会計管理者。

[会計管理者（小菅正美君）登壇]

○会計管理者（小菅正美君） 今現在現金がどのくらいあるのかということですが、一般会計から特別会計まで……

〔「一般会計だけ」と言う人あり〕

○会計管理者（小菅正美君） 一般会計だけでよろしいのですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会計管理者（小菅正美君） わかりました。おおむね7億円くらいあるかと思います。毎日動いておりますので、そういうことなのですが。

それから、基金の繰入金でございますが、今回の補正予算で額が確定しますので、それをもちまして実際には一般会計へ繰り入れるということですが、現在は入っておりません。

〔「執行してないということ」と言う人あり〕

○会計管理者（小菅正美君） そうです。

〔「おろしてないんですか」と言う人あり〕

○会計管理者（小菅正美君） はい。

「言わないとわからないでしょう」と言う人あり]

○会計管理者（小菅正美君） わかりました。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 要するに基金は一円もまだ今のところは取り崩していないのでしょうか、2月末現在で。

「そうです」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） 5億3,000万円崩せるのだけれども、要するに一円も使っていないということだよ。それで今7億円ぐらいの運転資金があるということですね。2月末現在で予算の執行ぐあい、執行率というか、決算書を見ると70%ぐらいしかなくなっていないということは、あと予算が30%ぐらい残っているのでしょうか。ということは、あと使える金が十数億あるのでしょうかけれども、3月末というのは例月よりも出費が多いのかと思うのですけれども、3月末というのはどのくらい例年ですと概算支出があるのか、その辺は例年に倣って。アバウトでいいですよ、アバウトで。間違っただけいいのだから。

○議長（荻野美友君） 小菅会計管理者。

[会計管理者（小菅正美君）登壇]

○会計管理者（小菅正美君） 四、五億円はあるのかなと思っておりますが。

「単純に比べれば50億の予算を12で割れば1カ月4億ぐらいかい」と言う人あり]

○会計管理者（小菅正美君） そうですね。

「まだ使える金が十五、六億あるんだよ。7億のほかにだよ」と言う人あり]

○会計管理者（小菅正美君） 出納閉鎖までには、4月、5月と2カ月間まだあるわけでありまして、その期間に建設部門ですと大きな工事が残っておりまして、その支払いがまだ3月末では終わらないというのが通常であります。

「私の聞き方が悪かったです。要するにそれも含めて……」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 私の聞き方が悪かった。3月末というのは、3月に締めるのをそこを推定して、あとどのくらい要するのですかということをやったのです。今言った4月に払うのは当然あるわけですよ。それを見込んでいるわけだから、概算。だから月4億だったら二月分の8億とか、あと10億円ありますよとか、例年ですと。いいですよ、狂ったって。

○議長（荻野美友君） 小菅会計管理者。

[会計管理者（小菅正美君）登壇]

○会計管理者（小菅正美君） ちょっと手元に資料がないものですから、概算と言われましてもちょっとわからないですが。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 資料は頭の中に入っているでしょう。私が聞きたいのは、いいですか、現金預金か

7億円も手持ち金があって、まだ基金の繰り入れも一円もしていない状態で、これは予定とすると3月末までに基金の5億3,000万の取り崩しの可能性が高いのですか、予算に組んであるのですけれども。これはだれが答える。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 20年度の基金の関係ですけれども、12月補正で実際に現金を取り崩したかどうかというのはちょっと会計管理者でないとわからないのですが、通帳を管理しているのが会計管理者です。予算上の取り崩しは、土地開発基金を12月補正で6,625万5,000円、分署用地の西側の余った土地と、要するに6166号線を今整備していますけれども、その南側の公社が持っている土地をすべて買い戻ささせていただきました。それが6,625万5,000円ありますので、これを12月補正で議決をいただいています。当初4億6,427万円の取り崩しをしますということで、12月に補正をさせていただいて、トータルでは、途中で12月補正でまた繰越金を財調に1億5,000万と減債基金のほうへ1億5,000万積み立てていますので、それらを3億円積み立てていますので、今の予算上では取り崩し額のトータルは4億3,900万、積立額が3億700万円ほどございますので、実質の取り崩し額は今現在の計算では1億3,200万というふうに私どものほうでは考えています。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今日もらったこの決算書を見ると2月24日現在で繰入金ゼロになっているのだよね。ゼロになっているということは、収入がゼロということは取り崩していないということなのではないの。

[「そうです」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） そういうことだよ。ということは5億3,000万満額予算が残っているということではない。その次のことが聞きたいのだけれども、それで今度9,100万またマイナスするということは、これは実質的にはどういうことになるのだ。5億3,000万の補正予算が組んであるところを約9,000万だね、今度は。補正で減額するということは、要するに崩していないのだから、そっくり上がっているということだからね。余り関係ないことなのですから。

これが私が聞きたいことなのですからけれども、定額給付金とともに国からは特定給付金というのが1億円ぐらい今度入ってきていろいろな事業をやるということなのですからけれども、先ほども何度も言っているように100年に1度の不景気だということで、国もそういうお金を使って地方で景気刺激に使ってくださいよと言っているわけなのでしょうから使うのですけれども、できれば、こんなにお金があるのなら1億円に町の金を5億ぐらい足して6億ぐらいの景気刺激策だってできるのではないかね、これはやる気があれば。それは貯金も大事だけれども、いつ死んでしまうかわからない、いつ病気になるかわからないというと、個人だってお金は永遠に使えないわけなので、生きているうちというか、今のうちに使っていったほうがいいのではないかと思って、1億円国から交付金が来たのだから、それに少なくともプラスアルファくっつけて使いたいよというのが国の考えなのだと思うのです、どういう形、使い道はいろいろあっても。

何かよくきのあたりのテレビでもやっていますね。栃木県の日産のある町は上三川町というのですけれども、自動車1台買うと住民に20万円金を出すとか、何か岡山のほうでは自動車1台買うと10万円住民に出すとか、そういう臨時的に景気刺激策でやっておるわけですから、板倉町もせっかく、余裕がないのではだ

めだけれども、少しあるなら、いただいた1億円を使うだけではなくて、それに少なくともある程度の金額乗せて景気刺激策のために、板倉の景気刺激策では大したことないけれども、それがまた地域の道路整備にしろ何にしろ改善になるわけだから、この際そういう形に、これは補正予算だから次に補正予算組めばいいわけだから、そういう考えをすることは今のところないかどうかお伺いしたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 今回の20年度においては国の景気対策にのっとってやってみたいというふうに思っています。議員さんがずっとおっしゃられている町の借金も含めて地方債も含めてどれくらいの事業が今後やっていけるのかということで、改革プランの要するに黄色く塗られていない、下にぶら下がっている白く色づけられている色の塗っていない事業があるわけですね。21年度の予算の概要説明の中でも、小学校、中学校の体育館の耐震診断をやるというようなことも21年度にのっています。その診断をやった結果においては補強をやっていくとどれくらいの金がかかるのかということもありますし、そうすると体育館5つでございまして、そういったことも踏まえて、今後どれくらいの町の財政でどれだけ山積している工事関係、そういったものをやっていけるのか、議員協議会でも申し上げましたけれども、どれくらいの時期でどれくらいのものができるのかというプランを作成してまた議員さん方に相談をさせていただきますので、よろしくお伺いしたいと思います。町が単独で補正を組んでという今の時期に、それはちょっとできないかなと。21年度の補正の予算であれば別ですけども、20年度の補正ではちょっと考えにくいなと思っていますので、よろしくお伺いします。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） それはお金に対する考え方も人それぞれでいろいろあるのですけれども、貯金が好きな人と……貯金が嫌いな人はいないと思うのですけれども、それに強く執着する人とそれほどでもない人という温度差はあると思うのです。日本だって、こんな狭い日本だって関西の人と名古屋の人と関東の人なんていうのではお金に対する感覚が違いますからね。名古屋のほうの人なんか貯金が大好きですよ。私も名古屋にいたことがあるのですけれども、関東の人だと嫌になってしまうと、あっちのほうのやつは。関東の人からみんな聞くと名古屋のとき悪かったよなとかと、そうなるくらい、これは地域性もあるわけで……。

この間上毛新聞に3月1日に記事が載ったのですけれども、邑楽板倉のJAの記事見たと思うのですけれども、組合員数は群馬県3位だけれども、預貯金残高は第1位だと。やっぱりこの辺の地域の方が非常に預金に対する意欲が強いというか、そういう傾向があるのかと思うのですけれども、それはお金に対する考え方だからいろいろになってしまうのですけれども、私なんかもう少し、針ヶ谷町長のときも私は何度も言っている。ある金だったら使ったらどうなのと。そんな先のことばかり考えていてもしょうがないのだから、今使っていかなければ人生終わってしまうのだから、そういうことは私は前から言っているのです。

今お金を聞いても、まだまだ3月末の予算の執行状況なんか見ると、国なんていうのはすごい歳入欠陥だからね。こっちは今のところ繰り越しが余裕しゃくしゃくで出てくる予測ですから、そういう点からするとまだまだお金が使える余裕があるのだから、少しは国の考えにも合わせて、もう今回の補正は間に合わないでしょうから、また次の補正組んだっていいわけだから。だって国なんか21年度予算がまだ決まっていない

のに次の補正予算なんて言っているくらいなのだから、そういうような形で積極的に考えていくべきかなと思うのですけれども、町長、そんな細かい金額はいいから、方針だけでいいですから。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 何回も青木議員さんに指摘をされている今までの流れと違う、時によっては思い切った財政の切り込みではなくて使うということ。ちなみに、来年度の予算案でも基本的に、これからさらっとご説明申し上げますでしょうけれども、基金だけでも6億円近く取り崩す予定でございます。それから起債も約4億円ちょっと。10億。だから去年よりも強めの予算を組んでいるということです。本当は緊縮型で、それでも上がり、真水で言えば四十七、八億に落ちつかせられればなんと1つは考え方を持っていますが、出だしにおいてそのくらいの予算を計上しているということで、さっき冒頭申し上げた景気もそういうことですから、幾らかふるしきを広げて国の政策あるいは県の政策ののっとなってということでのつもりでございます。

ただ、それが青木さんのめがねにかなうかどうかということとはまた別問題ではありますが、幾らでもお金はその気になれば使いますから、合併の問題等々も含め、非常に多岐にわたって考える要素は必要かと思っています、ご指摘のとおり。

そういう意味で、例えば八間樋橋などの大事業も何とか軌道に乗せたいと思いますし、そのほか、過日黒野議員さんなんかにも体育館の問題等も指摘をされておりますし、そういった面で今後青木議員さんなんかの考え方を決して無にしないように、さらにそれをちょっと具体化をするために、同じ質問をずっと受けているのであるから、どのくらいの、この間お約束をしました形でいけば我が基金が終わるのか、ある意味ではですね。そういう表現では不適切ですが、2通り、3通りのプランを早く出して、そうすれば同じ質問を何回もされずに済むのだからというようなことも言っておりますので、ただ本日までには間に合いませんでしたので、次のできるだけ早い機会にそういったことも含め、議員の皆様にもお諮りをしながら、まさに青木議員さんみたいな考え方の方が多数であればそういう方向性も否定をしなくて済むでしょうし、中には健全財政の議会の皆様もおられるかとも思います。含めてそれらを、だってこれ、私が独断で決められるわけではないのですから、そのたびに議会も開かせていただき、必要であれば臨時議会も開催をしていただき、丁寧にご意見を伺うと、そういう姿勢でございます。

一応そんなところで、何回も言われておりますからわかっております。

○議長（荻野美友君） 最後、青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 最後です。ここで見るとようやく基金を遅まきながら定期預金に積むようになったのですか。定期預金にシフトするようになった。今年で始まったのですか。基金を定期預金したらどうだ、利息がもったいないからと言っていたでしょうね。ようやく今年から始めるようにしたのですか。いい、答えなくて。

[「そういうことです」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） この金融危機のときにリスクをとって定期預金に今年からやるようになったのね。

[「そうです」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） 結構なことだと思いますけれども。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 3番、小森谷でございます。ページ数で具体的に申し上げ、36ページでございます。児童措置費でございますか。基本的には多分これはそらいろいろ関係かと思うのですが、その辺で大幅な補正の中で軒並み減額というような形で来ていますけれども、1年も経過していないという中で当初予算の予算編成をするときに甘い点があったのか。確定していない中で予算編成ということでいろいろ考えた上で多目の予算を組んだのかわかりませんが、その辺の2,900万何がしかの減額というようなことで、その中で民間保育云々という中で1,900万減とか補助事業で470万減と。多分そらいろいろ関係した予算かと思うのですが、その辺についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） そらいろいろ保育園の関係で今回減が大幅にあるわけでありまして、そらいろいろ保育園の関係については、当初150名の定員で予定してまして、認可申請も当初150名で計画をしていましたので、当初の予算は150名での予算になっているわけでありまして、その後、児童を募集した中で子供の数が120名前後ということでしたので、認可申請も120ということ、現在の定員は120名になっております。ですから、当初150名で予算計上したのが実績の児童数が120で定数も120ということで30名の児童数が減りましたので、それに対して保育料、それから国、県の補助金が減額によるものがほとんど今回のそらいろいろ保育園の関係の減額になります。

それから、民間保育所のここの事業の中で幾つか事業が載っておりますけれども、一番大きいのは、保育充実促進費補助金というのがありますけれども、250万円ほど減額になっているわけでありまして、これについては育児をするための先生の基準があるのですけれども、1歳児5人に対して1人の保育士という国の考え方もあるのですけれども、これに対して国からこういう制度があるので、町は当初こういう事業を計画をしたわけでありまして、そらいろいろ保育園が5人の選択をしなかったということで減額ということになります。

[「結構です」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 2番の延山です。衛生費なのですけれども、ページ40になります。東邑楽一般廃棄物の共同事業でスタートして28年稼働を目指して進んでいると思うのですけれども、これは負担金を219万4,000円を減額をしてしまったということは稼働状況はどんなふうになっていますか。進捗状況をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） まず、負担金の減額なのですけれども、社会形成推進地域計画というのがあるのですけれども、当初20年度中にそれを作成する予定だったのですけれども、それがちょっと調査の関係とかいろいろできなくて、まずその委託料の減額です。結局、最終的に28年度稼働の開始だったのですけ

れども、今回の計画が1年ちょっとおくれたということで、今の段階では29年度稼働ということで始めています。

進捗状況なのですけれども、ご存じのように1市2町で検討委員会を設けまして19年度から始めているわけですけれども、アウトラインですか、例えば施設の形態とか、例えば燃やす施設であるとか、燃やさない施設であるとか、そういう絞り込みをしました。ただ、例えば燃やす施設についてはどういったものかという具体的なものについてはまだそこまでやっていないのですけれども、一応アウトラインだけ絞り込みました。この辺の概要につきましては、最終議会、議員協議会があるのですけれども、そのときに報告したいと思っております。一応進捗状況としては現在はそんな状況です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） そうしますと21年にどの程度まで進めていく予定を持っておりますか。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 21年度ですけれども、まず絞り込んだ施設、2つに絞り込んだのですけれども、それをさらに専門審査委員会という一つの専門家の組織ですか、それを立ち上げる予定です。その専門委員会の中でさらにそれを具体化しようという方向です。先ほどの地域計画、これも来年度には一応作成する予定で進めていくという計画です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） そうしますと合併ということも、1市4町の話も進んでいくかなとは思っているのですけれども、その辺も加味しての考え、十分検討していただきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 延山議員さんのせっかくの1市2町のごみ処理の関係でご質問があったわけですが、関連をしますからちょっと触れさせていただくのですが、この間そういうことで一区切りついたということでいわゆる調査機関からの答申が出てこういう形が望ましいと。今荒井課長から言ったような形のものが、基本的には板倉のとっているRDF方式は却下でございまして、基本的には燃焼方式でございまして。その流れの中で燃焼方式の中に2通り、炭化方式とそのまま炉の中へ、いわゆる今の現状の館林市でやっているような単純に燃やす方式と、専門家ではありませんから一応その2つの方式をどういうふうを選択していくかということがこれから1年間の一つの作業ということになるような話でございました。

加えて、この間、その後、市長と私と明和の町長、ちょっと残ってくれというようなことで要請をされましたので、公式に発表していいかどうかはわからないのですが、やがてそういう動きになろうと思っておりますので、今申し上げておきます。というのが、いわゆる処理施設あるいはリサイクル施設、最終処分場、この3つはどうしても、検討委員会の出した結論がです。それぞれ1つずつ各個の自治体で持つことよりも、1市2町の中で1つずつ持つことは重要であろうと。さまざまな研究を重ねた結果ということの答申ですけれども。

それを踏まえて、処理方法はいずれにしても燃やすためのいわゆる炉的なもの、処理をする施設をどこに置くか、あるいは缶、瓶、そういった不燃物も含め、有資源のごみといいますか、そういうごみも扱ういわ

ゆる貯蓄可能な、ある一定時期ためたりする、そういう意味でのリサイクル施設と、それをすべてやった結果でもどうしても最小のごみが残る。それがいわゆる灰とかそういうものも含めた最終処分場と。

それを3町でそれぞれ1つの案だけれども、1つずつ持つことがどうかと。だから燃やす施設は1つ、それからリサイクル施設が1つ、最終処分場がどこかという懸念がちょっとありまして、慎重にその会議はどんな話が出るんだろう、市長から提案があるんだろうということで伺ったら、板倉さんも明和さんもうちのほうも1つずつ埋める場所を、最終処分場は3個用意することとして検討して、この間の話ですと2万平米、2ヘクタールぐらいの面積の処分場を、どこというわけにいかないから全部自分のまちで持つのはどうしたものかと。

逆に答申によって出てきた必要は3万ちょっと、だから約倍の埋め立て用地を総合的には確保するというこの中で各町村に1つずつ最終処分場、極端に言えばどこの町でも一番避けたい施設でございしますが、それはみんな1つずつ持つことにしてはどうかと。どこから始めるか、使用開始はどこからか、あるいはそれを一概に3個造成するのかどうかとか、そういうものの具体策はまだ全然話も聞かれませんでした、そういった方向も含めてこれから絞り込みと選択という過程に入っていくのだらうと思っています。くれぐれも29年には何とか稼働を開始したいと。

その理由は、館林市の炉はとうに耐用年数がそれまでに来てしまいますし、板倉の施設もそれまでにはそこそこ。ですから非常に効率の悪いごみ処理に対しては、一番経費の高くつくこの方式を残念ながらあと最低七、八年は使っていかなければならない。あるいはこの跡地をまたどうするかという問題も含め、一部ちょっとページをべらべらとめくってみましたら、板倉町のこの施設をやがて満期が来た後、片づけるのに何億円かかるとかという試算等も出ておったようですが、先の話ですからまだそこまでおつなぎする必要はありませんが、いずれにしてもそういう具体的にできるだけ早いうちに最終処分場の位置決定をし、それを確定しないとこの事業は本質が進まないというようなことで、積極的に対応をしていただきたいと。我が町も対応する、我が町もやむを得ないから対応すると、明和、館林、私もそういうことを踏まえて同じような返事でございました。一応そういう流れの中で進んでいます。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

市川初江さん。

○6番（市川初江さん） 6番、市川です。47ページ、学校管理費の中の中学校の光熱水費とございますけれども、みんな減額のところ、ここは26万円追加とございます。その上のまた歯科医報酬3人分の7万円の追加、こちらのほうもちょっとご説明していただけたら。よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 田口教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（田口 茂君）登壇]

○教育委員会事務局長（田口 茂君） まず、お答えのほうを逆に説明しますが、学校内科医と歯科医の報酬、これについては具体的には中学生、男子生徒には男性のお医者さん、女生徒には女性のお医者さんということで今お願いしています。昔は男性の先生がやっていたのですけれども、ちょっと内容的に恥ずかしい話なのですけれども、当初予算で1名分しか予算が計上していなかったと。具体的には先生にお支払いする金額、均等割、いわゆる日当的なものですね。それと人数割ということでお支払いしているのですけれども、基本的に1人分しか均等割の部分をとっていなかったということで、今回7万円補正させてもらい

ます。

それと光熱水費、これらにつきましては、町で一括で管理しています。そういう中で本年度についてはこの部分が多くなってしまったということではなくて、全体の中で今後このくらい見込まれるという補正になっています。よろしくをお願いします。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議案第19号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第3号）について

○議長（荻野美友君） 日程第19、議案第19号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第19号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,405万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金に489万3,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金に489万3,000円を追加するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第19号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,405万3,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

ます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、今回の補正でありますけれども、5款繰越金でありますけれども、前年度繰越金としまして489万3,000円を追加するものであります。

7ページをお願いいたします。歳出でありますけれども、第3款諸支出金でありますけれども、一般会計への繰出金といたしまして489万3,000円を返還するため、追加補正をするものであります。

以上でありますけれども、よろしくご審議のほどお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議案第20号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（荻野美友君） 日程第20、議案第20号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第20号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ949万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,002万6,000円とするものでございます。

また、繰越明許費の追加もあわせて実施するものでございます。

歳入につきましては、繰入金に599万2,000円、諸収入に19万4,000円、国庫支出金に330万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に350万2,000円、後期高齢者医療連合納付金に599万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、細部については、同じく担当課長から説明を申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第20号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ949万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,002万6,000円とするものでございます。

また、第2条繰越明許費といたしまして、制度改正にかかりますシステム改修委託料330万8,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

2ページから6ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、第3款繰入金でありますけれども、保険基盤安定繰入金としまして599万2,000円を追加するものであります。県から4分の3、町が4分の1の負担割合であります。

第4款諸収入といたしまして、特別対策補助金19万4,000円、第5款国庫支出金330万8,000円を追加するものであります。

8ページをお願いいたします。歳出でありますけれども、第1款総務費350万2,000円でありますけれども、制度改正に伴います郵送料、システム改修委託料でございます。うちシステム改修分の330万8,000円につきましては、全額翌年度へ繰り越しをさせていただきたいと思っております。

第2款後期高齢者医療連合納付金599万2,000円を追加するものであります。

以上でありますけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議案第21号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（荻野美友君） 日程第21、議案第21号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第21号についてご説明申し上げます。平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,958万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,108万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に1,736万円、療養給付費等交付金に3,607万1,000円、共同事業交付金に4,554万5,000円、財産収入に9,000円、繰越金に6,581万4,000円をそれぞれ追加し、前期高齢者交付金を4,044万8,000円、県支出金を187万8,000円、繰入金を280万8,000円それぞれ減額をするものでございます。

歳出につきましては、総務費に17万1,000円、保険給付費に1億4,961万8,000円、共同事業拠出金に866万6,000円、基金積み立てに1万円、諸支出金に87万9,000円をそれぞれ追加し、老人保健拠出金を2,283万7,000円、介護納付金を1,421万5,000円、保健事業費を270万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、細部については同じく担当課長からご説明申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第21号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

これは、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,958万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,108万9,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、第3款国庫支出金、財政調整交付金1,923万8,000円につきましては、療養給付費の9%でありまして、給付の増によるものであります。

第4款療養給付費等交付金3,607万1,000円につきましては、退職被保険者等療養給付費交付金の増加により追加をするものであります。

7ページをお願いいたします。第5款前期高齢者交付金4,044万8,000円の減額でありますけれども、これは65歳から74歳までの全国の前期高齢者について加入率の偏在による医療費負担の均衡化を図るための交付金でありますけれども、今回減額ということであります。

第7款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金2,245万9,000円の追加でありますけれども、これにつきましては、1カ月の医療費が80万円を超える部分について緩和措置として交付金があるものであります。同じく保険財政共同安定化事業交付金2,308万6,000円の追加でありますけれども、30万円を超える医療費について平準化を図るための交付金であります。

次に、8ページをお願いいたします。第9款一般会計繰入金288万8,000円の減額であります。保険基盤安定繰入金の保険者支援分等の減額の追加によるものであります。

9ページをお願いいたします。第10款繰入金6,581万4,000円の追加でありますけれども、前年度の繰越金であります。

続きまして、歳出でありますけれども、11ページをお願いいたします。第2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費1億2,366万1,000円、2目退職被保険者等療養給付費1,410万円の追加でありますけれども、これにつきましては療養給付費の増によるものであります。

次に、12ページをお願いいたします。同じく第2款保険給付費、1目一般被保険者高額療養費1,212万3,000円、2目退職被保険者等高額医療費210万円の追加でありますけれども、高額療養費の追加によるものであります。

次に、13ページをお願いいたします。第5款老人保健医療費拠出金2,283万7,000円の減額でありますけれども、老人医療費の7割を拠出金として支出をしているわけでありまして、老人医療費の減額によるものであります。

次に、第6款介護納付金1,421万5,000円の減額につきましては、平成18年度分の納付金の精算によります減額であります。

14ページをお願いいたします。保険財政共同事業拠出金767万9,000円の追加でありますけれども、先ほど申し上げました30万円を超えている場合の保険料の平準化を図るための拠出金であります。

以上でありますけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） まず1つ、これ、20年度の当初予算というのは幾らでスタートしたのですか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 20年度の当初予算につきましては、18億であります。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 18億でスタートして、もうここで補正予算5号だから5回目の補正なのですね。またここで1億2,000万ぐらい狂ってくるということは、これは何、今年のは特異な何か現象でもあったの。よく世間で言う言葉で開業医が1軒増えると5,000万ぐらい保険料が上がるというのだよね。地域に開業医が1軒増えると5,000万から1億ぐらい場合によっては増えるとよく言われているのですけれども、そういう何か特殊な要因というのがあって急に補正を組まなければならぬほど、短期間にこれは変更していかなくてはならない要因というのはどういうところにあるのか。どんなことを、今のところ原因を何なのだろうというふうに見ているのか、わかれば1点でも2点でも。開業医が増えたからというのも1つの理由かと思うのです。だからその辺のところはどういうことなのでしょう。

それで21年度予算は今のところ18億6,000万でスタートしているのだよね。何か医療費が高齢化で右肩上がりですでに、どんどん増えていっちゃうんだよというなら21年度予算は20年度予算よりは減るということではなくて多く見越して組まないとならぬ不自然なのではありますけれども、今年は何かそういう特殊要因でもあったのかどうか、わかる範囲で説明いただけますか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 医療費の給付の関係でありますけれども、医療費を積算する場合、過去何年間という平均で推計をするわけでありますので、今年度の予算に対してどうかというのは、これまでの過去5年間とか3年間の推計で医療費を算出しますので、前年に対して当然医療費が伸びていますから新年度についても伸びていくわけでありますけれども、過去何年かの平均からすると必ずしも伸びるということではなくて、同額になる場合もあると思うのですけれども、給付の状況によってまた変更になると思うのですけれども、21年度の予算についてはとりあえず過去3年から5年間を見込んでの予算編成ということにさせてもらってあります。

今回予算の関係で伸びているということだと思っておりますけれども、一番大きい要因が給付の関係の伸びの関係があると思うのですけれども、それから昨年12月に後期高齢者の支援金の関係で補正をさせていただいたと思うのですけれども、その関係の加入者の関係の算定関係で幾らか違った部分がありましたので、その辺も1つの今回増えた要因かなと思います。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 前の算定間違いの補正が後へ戻ってくるわけね、来年は。来年度に間違いがあったのを訂正して、1回送った金がバックしてくると。その分もあったので、20年度は大きな支出が増えたという要因もあるわけで、それが来年は戻ってくるのだね、5,000万ぐらい。

〔「1年で戻るかどうかわからない」と言う人あり〕

○7番（青木秀夫君） そうね。それから、開業医が増えたから増えたのではないかなんて、そんなことはない。医療費が増えるということは何か要因があるわけよ、そんな人口増えていないのだから。高齢化ということはあるけれども。何かそんなようなことは考えられない。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 開業医が極端に増えたということではないと思うのですけれども、医療にかかる方が高齢の関係等で増えてきているという関係とか、それから医療が高度になっていますので、高度医療の関係のそういうものも1つの要因かなと思います。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

黒野一郎君。

○4番（黒野一郎君） 黒野です。1点だけなのですが、金額はさほどではないのですが、現状のところの13ページの葬祭費150万円減額になっているのですが、葬祭費の減額の内容をいただければ。一般会計の火葬とはまた別なんでしょうけれども、よろしくお願いします。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 減額の部分については後ほどお答えさせていただきます。申しわけありません。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔なし〕と云う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議案第22号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（荻野美友君） 日程第22、議案第22号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第22号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,153万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,453万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に930万1,000円、支払基金交付金に53万7,000円、県支出金に9万4,000円、財産収入に24万4,000円、繰入金に135万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に118万8,000円、保険給付費に400万2,000円、基金積み立てに884万4,000円をそれぞれ追加し、地域支援事業費を250万3,000円減額するものでございます。

以上申し上げました。細部につきましては、同じく担当課長から説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第22号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,153万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,453万3,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、第3款国庫支出金、1目介護給付費負担金87万5,000円でありますけれども、介護給付費の20%分でございます。

5目介護従事者処遇改善臨時特例交付金860万円の追加でありますけれども、条例の設置でも説明させていただいたわけでありまして、介護従事者の処遇改善のための交付金でございます。

次に、7ページをお願いいたします。4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金124万1,000円の追加でありますけれども、介護給付費の31%分でございます。

8ページをお願いいたします。第7款繰入金、1目介護給付費繰入金126万1,000円の追加でございますけれども、介護給付費の12.5%であります。

次に、9ページをお願いいたします。歳出でありますけれども、第1款総務費、1目一般管理費89万3,000円の追加でありますけれども、21年度からの制度改正に伴いますシステム改修の委託料でございます。

10ページをお願いいたします。第2款保険給付費、3目地域密着介護サービス給付費650万2,000円の追加でありますけれども、給付費の追加によるものであります。

5目施設介護サービス給付費150万円の減額につきましては、施設介護サービスの減によるものであります。

11ページをお願いいたします。6目介護予防住宅改修100万円の減額でありますけれども、住宅改修費の見込みより減となったためであります。

第4款基金積立金884万円の追加でありますけれども、先ほどの介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金860万円と、それから通常の基金の積立金24万4,000円であります。

次に、12ページをお願いいたします。地域支援事業、1目介護予防事業227万円の減額でありますけれども、特定高齢者把握事業委託料が特定健診事業と同時期に実施をするため、170万円の減額ということになるわけであります。

以上でありますけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議案第23号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（荻野美友君） 日程第23、議案第23号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第23号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1,188万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,520万3,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を1,188万3,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、下水道費のうち水質浄化センター費の光熱水費を13万増額し、委託料を1,201万3,000円減額するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、細部については担当課長からご説明申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第23号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして細部をご説明いたします。

先ほどの提案理由のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,188万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,520万3,000円とするものです。

6ページと7ページをお願いいたします。歳入ですが、第4款繰入金ですが、一般会計からの繰入金1,188万3,000円を減額いたしまして、歳入合計を2億3,520万3,000円といたします。

歳出のほうですが、第1款4目水質浄化センター費から1,188万3,000円を減額いたしまして、4,692万2,000円といたします。内訳といたしまして、説明欄をちょっと見ていただきたいと思います。需用費、光熱水費ですが、13万円を追加いたします。維持管理業務委託料から791万8,000円を減額いたします。維持管理業務委託料の減額につきましては、20年度から……今年度から委託業務内容の見直しを図りました。複数年、20年から23年度ですけれども、複数年の長期継続契約を締結いたしまして維持管理コストの軽減を図ったことによる減額でございます。それから、電気設備定期点検業務委託料ですが、409万5,000円減額するものでございます。電気設備定期点検業務委託料につきましては、日常点検を徹底することで20年度の定期点検につきましては日常的点検及び関東電気保安協会、そういった法定点検で支障はないという判断で減額したものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほどの黒野一郎君の質問に対して小野田課長より答弁がありますので、それを許します。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 先ほどの黒野議員さんの質問に対しまして報告をさせていただきます。

葬祭費の関係でありますけれども、当初5万円で80人を見込んでいたわけでありまして、亡くなる方が少ないだろうという見込みで5万円の50人ということで、30人の方が少なくなるということで今回減額をさせていただいたわけでありまして。

○議長（荻野美友君） ここで暫時休憩といたします。

再開は15時15分といたします。

休 憩 （午後 2時56分）

再 開 （午後 3時15分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

○議案第24号 平成21年度板倉町一般会計予算について

議案第25号 平成21年度板倉町老人保健特別会計予算について

議案第26号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第27号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第28号 平成21年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第29号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計予算について

議案第30号 平成21年度板倉町下水道事業会計予算について

○議長（荻野美友君） 日程第24、議案第24号から日程第30、議案第30号までの7件は、平成21年度各会計の予算であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、ちょっと時間が長くなると思いますが、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第24号 平成21年度板倉町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成21年度板倉町一般会計予算の当初予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億5,800万円と決めました。これは前年度対比1億7,300万円、3.5%の増となっております。

まず、歳入につきまして、その主たるものについて金額と構成比につき申し上げます。

町税であります。17億9,196万1,000円、構成比34.7%、地方譲与税1億円、構成比1.9%、利子割交付金700万円、構成比0.1%、配当割交付金200万円、構成比0.1%、株式等譲渡所得割交付金30万円、構成比0.0%、地方消費税交付金1億2,100万円、構成比2.4%、ゴルフ場利用税交付金1,600万円、構成比0.3%、自動車取得税交付金3,330万円、構成比0.7%、地方特例交付金2,200万円、0.4%、地方交付税13億2,000万円、構成

比25.6%、交通安全対策特別交付金220万円、構成比0%、分担金及び負担金6,590万7,000円、構成比1.3%、使用料及び手数料7,346万8,000円、構成比1.4%、国庫支出金2億3,829万4,000円、構成比4.6%、県支出金2億7,673万2,000円、構成比5.4%、財産収入747万2,000円、0.1%、寄附金3,000円、構成比0%、繰入金5億7,131万7,000円、構成比11.1%、繰越金4,000万円、構成比0.8%、諸収入5,024万6,000円、構成比1%、町債4億1,880万円、構成比8.1%でございます。

次に、歳出について申し上げますが、まず目的別の金額と構成比について申し上げたいと思っております。

議会費9,103万6,000円、構成比1.8%、総務費6億2,437万7,000円、12.1%、民生費13億6,881万8,000円、26.6%、衛生費4億9,154万1,000円、9.5%、労働費2,461万1,000円、0.5%、農林水産業費2億5,852万3,000円、構成比5%、商工費5,260万4,000円、構成比1%、土木費4億2,256万7,000円、構成比8.2%、消防費2億6,420万円、構成比5.1%、教育費8億1,410万3,000円、15.8%、災害復旧費1,000円、構成比0%、公債費7億2,883万7,000円、構成比14.1%、諸支出金1,178万2,000円、構成比0.2%、予備費500万円、構成比0.1%であります。

さらに性質別に大別して申し上げますと、義務的経費のうち人件費は12億2,117万1,000円で構成比23.7%、そのほかの義務的経費が10億9,759万5,000円で構成比21.3%であり、合わせて23億1,876万6,000円で45%の構成比であります。また、投資的経費は4億3,739万9,000円で構成比8.5%であり、その他の経費が24億183万5,000円、構成比46.5%となっております。

一方、自主財源比率は50.4%、依存財源比率が49.6%の構成比率となっております。

次に、議案第25号 平成21年度板倉町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度老人保健特別会計の当初予算でございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119万2,000円と定めるものでございまして、前年対比99.2%という大幅な減額となっております。

なお、減額の理由につきましては、老人保健医療制度の廃止に伴う平成20年度までの経過措置予算ということをご理解をいただければ幸いです。

歳入の主なものにつきましてご説明申し上げますが、支払基金交付金9万5,000円、国庫支出金5万6,000円、繰越金100万円でございます。

次に、歳出の主なものにつきまして申し上げますと、医療諸費17万8,000円、予備費100万4,000円でございます。

次に、議案第26号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、平成21年度後期高齢者医療特別会計の当初予算でございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,306万4,000円と定めるものでございまして、前年対比12.9%の減額となっております。主な減額の理由につきましては、低所得者軽減分としての国からの補助金を保険料に補てんしたことによるものでございます。

まず、歳入の主なものについて申し上げますと、後期高齢者医療保険料7,240万3,000円、繰入金4,065万4,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費428万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億776万8,000円、予備費100万4,000円でございます。

次に、議案第27号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、平成21年度国民健康保険特別会計の当初予算でございまして、国民健康保険は、少子高齢化や医療技術の高度化による医療費の増嵩及び保険税収入の低迷などから厳しい状況にございます。

このような状況の中で平成21年度の予算編成に当たっては、国保財政の現状を踏まえ、医療給付の安定化を念頭に歳入歳出予算の総額を18億6,809万3,000円と定めるものでございます。これは、前年対比1.2%の増額となっております。その要因といたしましては、保険給付費あるいは後期高齢者支援金、共同事業拠出金等の増加によるものでございます。

まず、歳入の主なものについて申し上げますと、国民健康保険税 5億5,389万5,000円、国庫支出金 5億3,803万6,000円、前期高齢者交付金 1億8,022万1,000円、共同事業交付金 2億1,783万9,000円、繰入金 1億7,514万7,000円でございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費11億8,551万9,000円、後期高齢者支援金等 2億3,582万円、介護納付金 1億3,150万円、共同事業拠出金 2億3,832万8,000円でございます。歳出の63.4%は保険給付費が占めておるといふ内訳でございます。

次に、議案第28号 平成21年度板倉町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成21年度の予算編成に当たりまして、町の65歳以上の高齢化率は、平成20年3月末で23%であり、超高齢化社会に少しずつ近づいている状況でございます。逆に介護従事者の人材の確保及び処遇改善が急務となっております。このような現状を踏まえまして、給付費の適正かつ効率的な運用を念頭に予算編成をしたところでございます。

平成21年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を10億2,760万1,000円と定めるものでございます。

まず、歳入の主なものにつきましては、保険料 1億5,387万7,000円、国庫支出金 2億2,483万2,000円、支払基金交付金 2億8,924万9,000円、繰入金 2億2,110万5,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費3,749万2,000円、保険給付費 9億5,194万2,000円、地域支援事業3,586万円でございます。歳出の92.6%は保険給付費が占めておるといふ、そういった内容でございます。

次に、議案第29号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本町の下水道事業は、平成10年3月31日より汚水処理を開始し、現在板倉ニュータウン区域218ヘクタールのうち約103ヘクタールを供用開始をいたしております。これもひとえに関係皆様のご指導とご協力のたまものと深く感謝申し上げます。平成21年度におきましても、引き続き公共用水域の水質保全のため、水質浄化センターの適切な維持管理を中心に予算を計上いたしております。

平成21年度の予算につきましては、総額 2億168万9,000円と決めました。

歳入につきましては、使用料及び手数料3,100万3,000円、他会計繰入金 1億7,068万円を見込み計上いたしました。施設整備工事の予定がございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債につきましては、それぞれ1,000円ずつを計上しております。繰越金、預金利子、雑入につきましても、それぞれ1,000円を計上いたしました。

次に、歳出につきましては、下水道総務費2,510万7,000円、下水道建設費3,000円、管渠維持費55万2,000円、水質浄化センター費5,000万円、公債費 1億2,592万7,000円、予備費10万円を計上いたしているところでございます。

次に、議案第30号 平成21年度板倉町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

本町水道事業においては、施設の老朽化が進み、深刻な状況に直面しているところでございます。このことから、平成21年度予算でございますが、町民の皆様にとって安定した安全、安心な水の供給をするために、老朽化した各浄水場の危機管理に重点を置き、残存する石綿セメント管の布設がえ工事及び漏水対策を継続する予算編成でございます。

予算の概要といたしましては、まず収益的収入でございますが、給水収益を含む営業収益を3億4,918万1,000円、その他の収益を54万4,000円とし、事業収益の総額を3億4,972万5,000円といたしました。

収益的支出につきましては、県水道の受水費、施設維持管理費、人件費、現金の支出を伴わない減価償却費等を含む営業費用を3億1,636万5,000円、それから企業債利息、消費税等を含むその他の費用を2,736万1,000円といたしまして、事業費用の総額を3億4,372万6,000円といたしました。

また、資本的収入につきましては、企業債が3,250万円、国庫補助金750万円、負担金420万円、出資金750万円、総額5,170万1,000円の収入を見込み、資本的支出につきましては配水管布設費、浄水場整備費等の建設改良費1億2,976万3,000円、それから企業債償還金3,496万円、総額1億6,472万3,000円の支出を見込みましたので、収入額が支出額に対する不足額1億3,002万2,000円は、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

以上、議案第24号から議案第30号までを一括してご説明申し上げます。細部につきましては各担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、時間を少しいただいて、平成21年度板倉町一般会計予算の説明をさせていただきますと思います。

平成21年度板倉町一般会計予算は、第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億5,800万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、第2表、債務負担行為によるものでございまして、第3条の地方債につきましては、第3表、地方債によるものでございます。

また、第4条の一時借入金の最高限度額を5億円というふうに定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表は歳入歳出予算の款項別予算でございますけれども、ただいま町長の提案理由で説明してございますので、ここでは省略をさせていただきますと思います。

6ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為でございますけれども、事項別に記載のとおりでございます。

次の7ページで第3表の地方債でございますけれども、上水道事業債750万円、それから一般公共事業債（国営附帯県営農地防災事業）で1,700万円、学校教育施設等整備事業債、東小の耐震補強・大規模改造工事にかかわる事業債ですけれども、1億2,430万円、臨時財政対策債2億7,000万円、総額にしまして4億1,880万円を予定してございます。

次に、12ページをお願いいたします。歳入についての内訳になりますけれども、主なものにつきましては、ご説明とさせていただきますと思います。

第1款町税、第1項町民税、1目個人6億8,496万2,000円です。

2目の法人1億1,055万4,000円、合わせて7億9,551万6,000円を見込んでございます。

次に、第2項の固定資産税でございますけれども、1目固定資産税で8億4,926万3,000円でございます、1億4,329万6,000円の減というふうに見込んでいます。

また、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金ということで5,181万円ございまして、固定資産税合わせて9億107万3,000円を見込ませていただいております。

次に、14ページをお願いします。第3項の軽自動車税でございますけれども、1目軽自動車税で3,124万3,000円、また第4項の町たばこ税、1目町たばこ税では6,412万9,000円を見込ませていただいております。

それから、第2款の地方譲与税、第1項の地方揮発油譲与税でございますけれども、1目の地方揮発油譲与税1,600万円、これは地方道路譲与税が平成21年度から地方揮発油譲与税に改正されたものでございます。道路特定財源の一般財源化に伴うものでございます。

次に、第2項の自動車重量譲与税、1目の自動車重量譲与税7,500万円、1,000万円の減を見込んでございます。

次に、16ページをお願いします。第3項の地方道路譲与税、こちらは900万円ということで揮発油税のほうへ改正になりましたので、こちらは2,000万円の減ということになってございます。

第3款利子割交付金、第1項の利子割交付金、1目の利子割交付金は700万円、第4款の配当割交付金、第1項の配当割交付金、1目の配当割交付金は200万円、400万円の減、第5款の株式等譲渡所得割交付金、第1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金は30万円ということで170万円の減を見込んでおります。

次に、18ページにまいりまして、第6款の地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金は1億2,100万円、前年同様見込ませていただきました。

第7款のゴルフ場利用税交付金、第1項のゴルフ場利用税交付金、1目のゴルフ場利用税交付金は1,600万円ということで前年と同額、第8款の自動車取得税交付金、第1項自動車取得税交付金、1目の自動車取得税交付金につきましては、3,300万ということで1,700万円の減を見込んでおります。

第9款の地方特例交付金、第1項地方特例交付金、1目の地方特例交付金では1,800万円ということで、1,150万円の増となっております。

続いて、20ページをお願いします。第2項の特別交付金、1目の特別交付金は400万円、前年同額。

第10款の地方交付税、第1項の地方交付税、1目地方交付税は13億2,000万円ということで6,700万円の減を見込んでおります。

第11款交通安全対策特別交付金、第1項交通安全対策特別交付金、1目の交通安全対策特別交付金については220万円、また第12款分担金及び負担金で第1項分担金、1目の農林水産業費分担金では269万円を、22ページをお願いします。第2項の負担金でございますけれども、1目の民生費負担金では6,197万7,000円を見込んでおりまして、負担金合計6,321万7,000円でございます。

次に、13款の使用料及び手数料で第1項使用料、1目の総務使用料2,338万円を含めまして、次の24ページで使用料を合わせまして2,973万円を見込ませていただきました。

次に、第2項の手数料でございますけれども、1目総務手数料で831万1,000円、2目の衛生手数料で3,542万

5,000円、合わせて4,373万8,000円を見込ませていただいております。

次に26ページ、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では1億1,718万円を見込ませていただいております。

次に、第2項の国庫補助金では、1目民生費国庫補助金で1,139万7,000円、また4目の教育費国庫補助金で8,812万7,000円を見込んでおります。合わせて1億608万8,000円となっております。

次に、28ページにまいりまして、第3項の国庫委託金では、合わせて1,502万6,000円でございます。

また、第15款の県支出金、第1項県負担金では、1目民生費県負担金では国保基盤安定負担金等々で1億411万6,000円を見込ませていただいております。

次に、30ページにまいりまして、第2項の県補助金では、2目の民生費県補助金7,331万2,000円、また4目の労働費県補助金2,435万3,000円がございます。これはほとんど全額が国の2次補正の緊急雇用対策にかかわる補助金でございます。

また、5目では農林水産業費県補助金で2,718万7,000円を見込んでおりまして、32ページにまいりまして、県補助金合わせて1億3,340万9,000円となっております。

それから、第3項の県委託金、1目総務費県委託金では3,395万1,000円を見込んでおりまして、34ページにまいりますと、合わせて県委託金3,920万7,000円となっております。

続いて、38ページをお願いします。第18款繰入金、第2項基金繰入金でございますけれども、1目の財政調整基金の繰入金1億円、5,000万円の増、2目の減債基金繰入金3億7,784万円5,000円で8,161万8,000円の増。

3目のふるさとづくり事業基金繰入金で325万3,000円でございます。4目の公共施設等整備維持基金繰入金で8,900万円、こちらはマイナスの2,600万円となっております。合わせて5億7,009万8,000円の繰り入れを見込んでございます。

続いて、42ページをお願いします。第20款諸収入で第5項雑入でございます。雑入は本年度4,505万6,000円を見込ませていただきました。

次に、44ページ、第21款町債でございます。第1項町債、1目の衛生債ということで水道会計への出資債ということで750万円、2目の農林水産業債ということで、国営附帯の県営農地防災事業の関係で1,700万円、3目の教育債ということで東小の耐震補強・大規模改造事業で1億2,430万円、それから4目で臨時財政対策債で2億7,000万円、合わせて4億1,880万円を起債しようというふうに考えております。

以上、歳入合計で51億5,800万円、1億7,300万円の増額を計上させていただきます。

続いて、46ページをお願いします。ここから歳出でございますけれども、歳出につきましては主な項目に限っての説明とさせていただきます。特に右側の説明の欄を中心に説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、55ページをお開きいただきたいと思ひます。第2款総務費、第1項総務管理費、1目の一般管理費で群馬電子入札共同システム事業ということで345万5,000円を計上させていただきます。

次に、61ページをお願いします。6目の企画費では、広域行政事業ということで東毛広域市町村圏振興整備組合の負担金591万3,000円、それから下から2番目の丸がございますけれども、合併対策事業ということで98万円、それからその一番下で行政評価事業ということで7万5,000円、金額は小さいですけれども、新

しく取り組む事業でございます。

続いて、63ページをお願いします。8目の情報推進費では、情報化推進事業ということでL G W A Nを初め庁内の情報化事業も含めて1,018万1,000円を計上させていただいています。前年に比較して増額となっているのは下から3番目、庁内L A N用のパソコン購入費240万、これが大きな要因でございます。

続いて、79ページをお願いします。第4項の選挙費でございます。3目の衆議院議員選挙費ということで906万5,000円を見込ませていただいております。

続いて、91ページをお願いします。第3款の民生費、第1項の社会福祉費、1目社会福祉総務費では、民間社会福祉活動事業ということで福祉協議会への補助金で2,127万9,000円を、また国保会計への繰出金ということで1億7,514万6,000円を計上させていただいています。

また、次の2目の高齢者福祉費では、3つ目の丸のところですが、社会参加促進生きがい活動推進事業ということで老人福祉センターの運営管理であったり、シルバー人材センターの管理等を含めて3,884万5,000円を計上させていただいています。次に、93ページにまいりまして、一番下の丸でございます。介護保険特別会計繰出金としまして1億7,925万3,000円を計上させていただいています。

次に、95ページ、3目の障害者福祉費では、一番下の丸のところでは障害児（者）自立支援事業ということで4,802万2,000円を計上しております。97ページの一番上の丸で介護給付訓練等の給付費9,107万5,000円。

また、4目の福祉医療費では、福祉医療費支給事業ということで中学生までの対象を拡大したことによりまして1億1,225万6,000円を計上させていただいております。

また、次の5目の後期高齢者医療費では1億5,090万6,000円を計上させていただいております。

次に、99ページをお願いします。第2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費では、真ん中辺にございます児童手当支給事業で1億30万1,000円、それから一番下の丸のところですが、次世代育成支援対策推進事業ということで次世代育成支援の行動計画策定の業務委託料180万円を計上しております。次に、101ページでございます。真ん中の丸でございますけれども、民間保育所保育委託事業ということで8,662万円を計上させていただいております。

次に、113ページをお願いします。第4款の衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、3つ目の丸ですが、救急医療・夜間診療・休日診療体制の充実ということで、館林邑楽医療事務組合の負担金が6,904万2,000円。

次に、2目の予防費では、住民健診あるいは一番下のがん検診事業ということで、がん検診事業では1,854万9,000円を計上させていただいております。次に、115ページをお願いします。一番上で乳幼児健診事業で1,148万6,000円。特にこの中で一番下にあります妊婦健診の診査追加分委託料ということで630万円ありますけれども、妊婦健診の14回までの拡大ということの計上でございます。また、一番下の丸で予防接種事業ということで1,791万7,000円を計上させていただいております。

続いて、119ページをお願いします。3目の環境衛生費では、上から2番目の合併処理浄化槽設置費補助事業ということで1,917万4,000円を計上させていただいています。

次に、121ページにまいりまして、第2項の清掃費、2目の塵芥処理費では、資源化センターの管理運営事業6,509万2,000円。次に、123ページへまいりますと資源化センターの管理運営事業で光熱水費ということで1,659万5,000円。それから4つ目の丸でございます。資源化センターの改修事業3,500万円、それから

その下の下、資源ごみの処理委託事業ということで1,955万円、それから1つ飛んで一般廃棄物収集運搬事業2,600万円、それからごみ指定袋の事業で1,393万5,000円を計上させていただいています。

次に、3目のし尿処理費では、し尿処理及び浄化槽汚泥の広域処理事業ということで、館林衛生施設組合への負担金で4,404万円を計上させていただいております。

次に、127ページをお願いします。第5款の労働費、第1項労働諸費、1目の労働諸費でございますけれども、こちらは歳入のほうでもご説明いたしましたけれども、緊急雇用創出事業ということで365万9,000円、それから緊急雇用創出事業の件費でございますけれども、1,591万6,000円でございます。それから、3つの丸でふるさと雇用再生特別基金事業ということで478万円を計上させていただいて、緊急的に失業者の対策で町ができるものを、今国のほうへ上げてありますけれども、実施していきたいというふうに思っています。

次に、131ページをお願いします。第6款の農林水産業費、第1項農業費、2目農業総務費では、一番下にございます農業共済事業ということで、館林邑楽農業共済事務組合への負担金2,285万8,000円を計上させていただいております。

次に、133ページ、3目の農業振興費でございますけれども、2つ目の丸で転作麦作団地助成事業ということで1,512万円を計上させていただいております。また、下から2番目のところの丸で農業農村応援事業ということで産地育成強化整備費補助金で600万円、それから飼料用稲作付拡大対策事業ということで400万円を計上させていただいております。

次に、135ページをお願いします。5目の農地費でございますけれども、ちょうど真ん中辺にあります国営附帯県営農地防災事業ということで負担金で1,893万円を計上させていただいております。次に、137ページでございますけれども、一番上の丸で邑楽東部第一排水機場の維持管理事業で624万6,000円、それから3つ目の丸で農地・水・環境向上対策事業で515万1,000円、一番下の丸で小規模土地改良事業ということで、海老瀬道悦地区741万6,000円を計上させていただいております。139ページにまいりますと、県営簡易圃場整備モデル事業ということで大荷場地区で234万5,000円、それからやはり県営圃場整備モデル事業で312万円を計上させていただいております。

続いて、143ページをお願いします。第7款商工費、第1項商工費、2目の商工業振興費では、2つ目の丸で商工業振興事業1,395万2,000円、板倉まつり運営補助事業で350万円、そして企業立地促進事業ということで120万円、これは企業局と連携をとりながら町独自のPRを考えていきたいというふうに思っております。

149ページをお願いします。第8款の土木費、第2項道路橋梁費、2目の道路維持費では、道路維持事業ということで3,774万1,000円を計上させていただいております。

151ページをお願いします。3目の道路新設改良費、町単独道路整備事業ということで3,445万円を、そして次の4目の橋梁新設改良費では八間樋橋整備事業ということで調査設計業務委託料として1,000万円を計上させていただいて、八間樋橋整備に向けての取り組みとして計上させていただいております。

次に、155ページをお願いします。第4項の都市計画費、1目の都市計画総務費では、景観創出促進事業としまして451万6,000円を、特に景観計画策定業務委託料としまして400万円を計上させていただいております。

次に、157ページをお願いします。2目の公園費では、公園の維持管理事業としまして2,095万5,000円を計上し、3目の下水道費では、下水道事業特別会計繰出金として1億7,068万円を計上させていただいております。

次に、163ページをお願いします。第9款の消防費でございますけれども、第1項消防費、1目の常備消防費では、館林地区の消防組合負担金常備消防分でございますけれども、2億2,443万7,000円、2目の非常備消防費では、館林地区消防組合負担金非常備消防分として2,260万円、それから3目の施設費では館林地区消防組合負担金として消防施設分としまして1,538万1,000円を計上させていただいております。

次に、171ページをお願いします。第10款の教育費でございます。第2項の小学校費、1目の学校管理費では、上から2番目、小学校運営費としまして4,480万1,000円を計上させていただいております。

続いて、173ページでは、上から5番目の丸でございます小学校施設維持管理ということで1,643万6,000円を計上させていただいております。175ページにまいりまして、東小の学校耐震補強・大規模改造等の事業ということで2億5,296万円を計上しております。また、西小学校の浄化槽の改修事業ということで2,751万円、そして小学校屋内運動場耐震化対策事業ということで小学校の4つの体育館にかかわる耐震診断の業務委託料として1,600万2,000円を計上させていただきました。

次に、177ページでございます。第3項の中学校費、1目の学校管理費でございますけれども、2つ目の丸、中学校運営としまして2,136万7,000円を計上しております。179ページにまいりまして、一番下の丸でございます。中学校の屋内運動場の耐震化対策事業ということで耐震診断の委託料353万9,000円を計上させていただいております。

次に、ちょっと飛びまして217ページをお願いします。第12款の公債費でございます。第1項の公債費、1目の元金では長期債償還元金としまして6億4,894万1,000円を、2目の利子では長期債償還利子としまして7,989万5,000円を見込ませていただいております。

続いて、224ページをお願いします。歳出合計でございます。51億5,800万円、1億7,300万円の増ということで3.5%の増額予算となりました。

以上、主な部分のみの説明でございましたけれども、議案第24号 平成21年度板倉町一般会計予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第25号 平成21年度板倉町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額をそれぞれ119万2,000円とするものであります。

2ページから7ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。歳入でありますけれども、第1款支払基金交付金、合計で9万5,000円ありますけれども、これは歳出の医療費の2分の1の相当額であります。

第2款国庫支出金5万6,000円ありますけれども、医療給付費の12分の4に相当する額であります。

県支出金1万4,000円ありますけれども、これも医療給付費の12分の1に相当する額であります。

10ページをお願いいたします。4款繰入金2万1,000円でありますけれども、これも医療給付費の12分の1に相当するものであります。

第5款諸収入100万円でありますけれども、これは前年度の繰越金であります。

12ページをお願いいたします。歳入合計、本年度予算額119万2,000円でありまして、1億4,631万2,000円の減ということであります。

続いて、16ページをお願いいたします。歳出でありますけれども、第2款医療諸費、1目の医療給付費でありますけれども、12万円、2目の医療費支給費でありますけれども、4万8,000円、これは柔道整復の医療費であります。

3目審査支払手数料1万円でありますけれども、審査支払手数料であります。

22ページをお願いいたします。第4款予備費になりますけれども、100万4,000円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額119万2,000円であります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、議案第26号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,306万4,000円とするものであります。

2ページから7ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。歳入でありますけれども、第1款後期高齢者医療保険料、本年度予算額7,240万3,000円でありますけれども、75歳以上の方に納めていただく保険料になります。対前年比81.2%ということで減額になっておりますけれども、減額の要因につきましては、軽減措置が拡充がされたということであります。

第3款繰入金でありますけれども、1目事務費繰入金1,320万6,000円、特別会計及び広域連合の事務費であります。

2目保険基盤安定繰入金2,744万7,000円でありますけれども、保険料の低所得者軽減分の4分の3が国、県で2,058万6,000円、残り4分の1が町の負担になるわけでありますけれども、68万2,000円であります。

10ページをお願いいたします。歳入合計でありますけれども、本年度予算額1億1,306万4,000円、前年度予算額1億2,986万4,000円で、対前年比87%でございます。

続いて、歳出でありますけれども、12ページをお願いいたします。第1款総務費、1目一般管理費153万3,000円ありますけれども、主に郵便運搬料、それから電算委託料でございます。

14ページをお願いいたします。2目徴収費でありますけれども、275万6,000円ありますけれども、保険料徴収にかかわる事務費であります。

次に、16ページをお願いいたします。第2款後期高齢者医療連合納付金1億776万8,000円でございます。これは広域連合の事務費等の負担金791万7,000円、それから保険料負担金7,240万4,000円及び保険基盤安定制度負担金2,744万7,000円でございます。

22ページをお願いいたします。第4款予備費でありますけれども、100万4,000円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額1億1,306万4,000円でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第27号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,809万3,000円とするものであります。

2ページから7ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、第1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税でありますけれども、5億2,883万8,000円、対前年比2.8%の減、2目退職被保険者等国民健康保険税2,505万7,000円、対前年比12.1%の減となっておりますけれども、減の主な要因といたしましては、所得の減少等によるものであります。

10ページをお願いいたします。第3款国庫支出金、第1目療養給付費等負担金でありますけれども、4億1,674万8,000円、対前年比1.2%の減でありますけれども、療養給付費負担金の34%が国庫負担金として入るわけでありますけれども、老人医療拠出金の減によるものであります。

2目高額医療費共同事業負担金991万9,000円、対前年比16.1%の増でありますけれども、これは高額医療費共同拠出金の4分の1になるわけでありますけれども、拠出金の増によるものであります。

3目特定健康診査等負担金194万3,000円でありますけれども、前年対比50.4%の減でありますけれども、昨年度の実績により計上しているわけでありますけれども、大幅な減ということになっております。

第3款国庫支出金、1目財政調整交付金1億942万6,000円、対前年比1.2%の減でありますけれども、主な減の要因でありますけれども、療養給付費負担金の34%が国庫として入るわけでありますけれども、老人拠出金の減によるものでございます。

第4款療養給付費等交付金1億76万3,000円、前年対比0.5%の減であります。

次に、12ページをお願いいたします。第5款前期高齢者交付金、本年度予算額でありますけれども、1億8,022万1,000円を見込んでおります。

第6款県支出金、第1目高額医療費共同事業負担金991万9,000円、高額療養費と同様に4分の1の拠出であります。

2目特定健康診査等負担金につきましても、国庫支出金と同様な負担ということで、国庫については3分の1の負担ということであります。

同じく6款の県支出金、1目財政健全化補助金でありますけれども、300万2,000円でありますけれども、昨年とほぼ同額であります。これはレセプトの点検等にかかわるものであります。

2目県財政調整交付金でありますけれども、8,634万8,000円、療養給付費等調整交付金、それから特別調整交付金であります。

第7款共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金1,983万9,000円ありますけれども、16.7%の増であります。拠出金の増額によるものであります。

14ページをお願いいたします。2目保険財政共同安定化事業交付金ありますけれども、1億9,800万円、11.8%の増でありますけれども、1件当たり30万円を超える医療費について国保財政の安定化、平準化を図るための交付金であります。

第9款一般会計繰入金でありますけれども、本年度予算額1億7,514万6,000円ということで対前年比17.6%の増であります。

18ページをお願いいたします。歳入合計でありますけれども、本年度予算額18億6,809万3,000円で対前年

比1.2%の増であります。

続きまして、歳出でありますけれども、20ページをお願いいたします。第1款総務費、第1目一般管理費2,976万9,000円でありますけれども、これは人件費でありますので省略させていただきます。

次に、22ページをお願いいたします。同じく第1款総務費、1目でありますけれども、賦課徴収費448万2,000円でありますけれども、これは電算の委託料でございます。

次に、26ページをお願いいたします。保険給付費、1目一般被保険者療養給付費9億4,800万円、2目退職被保険者等療養給付費9,960万円、3目一般被保険者療養費960万円でありますけれども、これにつきましては過去の実績等に基づきます給付の推計であります。

28ページをお願いいたします。保険給付費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額9,720万円、2目退職被保険者等高額療養費1,320万円、これにつきましても推計によるものであります。

32ページをお願いいたします。1目出産育児一時金760万円でありますけれども、支給額が36万円から予算を計上させていただいております。

34ページをお願いいたします。1目の葬祭費でありますけれども、本年度予算額につきましても400万円、支給額については5万円で計上させていただいております。

36ページをお願いいたします。第3款1目後期高齢者支援金、本年度予算額2億3,574万1,000円で対前年比7.1%の増でありますけれども、これにつきましてはゼロ歳から74歳の方が負担をする拠出金ということでありまして、

40ページをお願いいたします。第5款1項1目老人保健拠出金でありますけれども、1,000万円ということでありまして、対前年比77.8%の減ということでありまして、

42ページをお願いいたします。第6款介護納付金でありますけれども、1億3,150万円、対前年比1.2%の増でありますけれども、介護保険の第2号被保険者に納めていただく介護保険料でございます。

次に、44ページをお願いいたします。第7款共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金でありますけれども、3,967万9,000円、対前年比16.1%の増でありますけれども、これは小規模の保険者の財政基盤の安定化を図るため、市町村の拠出金と国、県からの負担金、財源によりまして交付される制度であります。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金でありますけれども、1億9,862万9,000円、対前年比12.1%の増でありますけれども、こちらも高額療養費と同様に拠出する事業であります。

46ページをお願いいたします。第8款保健事業費、1目特定健診審査等事業費でありますけれども、1,987万4,000円、対前年比55.1%の増でありますけれども、40歳から74歳までの国保加入者に対して行います特定健診及び特定保健指導の委託料ということでありまして、

48ページをお願いいたします。1目保健衛生普及費、本年度予算額369万円でありますけれども、主なものは人間ドックの助成金であります。

62ページをお願いいたします。第12款予備費、本年度予算額500万円でありますけれども、前年と同額であります。

以上、歳出合計、本年度予算額18億6,890万3,000円であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号 平成21年度板倉町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,760万1,000円とするものであります。

2ページから7ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、第1款保険料、本年度予算額1億5,387万7,000円、対前年比2.0%の増でありますけれども、この要因でありますけれども、65歳以上の第1号被保険者の増によるものであります。

第3款国庫支出金、1目介護給付費負担金でありますけれども、1億7,298万1,000円、対前年比28.2%の増でありますけれども、介護給付費の増であります。

10ページをお願いいたします。第3款国庫支出金、2項の国庫補助金でありますけれども、5,185万1,000円、対前年比23.8%の増でありますけれども、介護給付費の増加による増額でございます。

続きまして、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金でありますけれども、2億8,924万9,000円ありますけれども、対前年比21.4%の増であります。介護給付費の増加による増ということでありまして、介護給付費の30%相当分であります。

第5款県支出金、1項県の負担金でありますけれども、1億3,640万円、対前年比22.7%の増でありますけれども、これも介護給付費の増によるものであります。

次に、12ページをお願いいたします。第5款県支出金、2項の県補助金でありますけれども、本年度予算額212万8,000円ありますけれども、対前年比5.3%の増でありますけれども、これも介護給付費の増加によるものであります。

次に、第7款繰入金でありますけれども、一般会計からの繰入金、本年度予算額1億7,925万3,000円、対前年比17%の増でありますけれども、これも介護給付費の増加による増額であります。

14ページをお願いいたします。第7款繰入金、2項基金繰入金でありますけれども、本年度予算額ありますけれども、4,185万円、4,085万2,000円の増でありますけれども、これは介護保険料、月3,500円を維持するため、基金を取り崩して繰り入れをするものであります。

2目の介護従事者処遇改善特例基金繰入金につきましては、20年度で基金を設置しますので、860万円を繰り入れいたしましたので、21年度についてはどのくらい繰り入れしたかまだ今の時点でははっきりわかりませんので、存目程度の予算計上ということをお願いしたいと思います。

16ページをお願いしたいと思います。歳入合計でありますけれども、本年度予算額10億2,760万1,000円で、対前年比23.3%の増であります。

続きまして、歳出でありますけれども、18ページをお願いいたします。第1款総務費、1目一般管理費でありますけれども、2,547万1,000円ありますけれども、ほとんど人件費であります。

20ページをお願いいたします。第1款の総務費、1目の賦課徴収費219万7,000円ありますけれども、保険料賦課徴収に伴う電算委託料が主なものであります。

22ページをお願いいたします。3項介護認定審査会費でありますけれども、940万7,000円、対前年比15.4%の増であります。

次に、28ページから43ページまで保険給付があるわけでございますけれども、総体的な説明をさせていただきたいと思っておりますので、申しわけありませんけれども、7ページをごらんになっていただきたいと思いま

す。戻っていただきたいと思います。7ページの歳出になりますけれども、第2款保険給付費でありますけれども、本年度予算額9億5,194万2,000円、対前年比25.7%の増であるわけでありまして、主な要因としましては、小規模多機能居宅介護システムの開設、あるいは21年度からの介護報酬3%アップ等によるものでございますけれども、保険給付費の構成率92.6%ということで、ほとんどが各給付費ということでありまして。

申しわけありませんけれども、また戻っていただきたいと思っておりますけれども、48ページをお願いしたいと思います。第5款1項の介護予防事業でありますけれども、1,425万2,000円でありまして、対前年比23.4%の増でありますけれども、これは介護予防教室であるわけでありまして、介護予防教室でありまして、包括支援センターにおいて開催をしています各種事業に係る経費の増ということでありまして。

続きまして、50ページをお願いしたいと思います。2目の包括的支援事業でありますけれども、本年度予算額241万1000円でありまして。これは対前年比4.5%の減でありますけれども、減の理由は認定サービス計画作成に伴うシステム委託料の減ということでありまして。

最後に、60ページをお願いしたいと思います。歳出合計、本年度予算額10億2,760万1,000円でありまして。

以上、説明とさせていただきますけれども、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第29号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計予算案につきまして細部をご説明申し上げます。

歳入歳出予算ですが、歳入歳出総額それぞれ2億168万9,000円と定めるものです。

2ページから7ページにつきましては、提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款使用料及び手数料、1目の下水道使用料に3,100万1,000円を予定いたしました。前年度対比16.22%の減です。減少の理由ですが、主に東洋大の国際地域学部の撤退による学生の減少が影響しております。中でもアパートの減少と東洋大学の使用料の減少が見込まれています。前年度と比較しまして約70%の減少を見込んでおります。

10ページをお願いいたします。第4款の繰入金ですが、1目の一般会計繰入金に1億7,068万円を予定しました。前年度比較18.9%、3,976万3,000円の減額となります。減額の理由としましては、償還金の減額が主なものです。

12ページをお願いいたします。以上、歳入合計2億168万9,000円とするものです。これは前年度対比18.5%の減額となります。

14ページをお願いいたします。歳出ですが、1款下水道費の1目下水道総務費ですが、2,510万7,000円を予定しました。これは職員の人件費や消耗品などに係るものです。

3目の管渠維持費、これは管渠の補修費ですが、55万2,000円を予定いたしました。

16ページをお願いいたします。4目の水質浄化センター費ですが、5,000万円を予定いたしました。17ページの説明欄をちょっとごらんいただきたいと思いますが、上から10行目の維持管理業務委託料に2,677万5,000円を予定いたしました。これは20年度から長期継続契約を結んだことによりまして前年度比較934万円ほど減額となっております。それから、電気保安業務、それから汚泥処理業務などの委託と、それから光熱

水費などでございます。

18ページをお願いいたします。第2款の公債費ですが、元金に8,986万3,000円、利子に3,606万3,000円などです。公債費合計1億2,592万7,000円を予定いたしました。これは前年度対比22.14%の減額となります。減額の理由としましては、17年度をピークに償還金が当分の間減少していくということによります。

20ページをお願いいたします。一番下の歳出合計ですが、2億168万9,000円ということで計上させていただきました。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号 平成21年度板倉町水道事業会計予算案につきましてご説明申し上げます。

平成21年度板倉町水道事業会計予算の概要につきましては、提案理由のとおりですが、細部をご説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量ですが、給水栓数5,730栓、年間総給水量252万7,000立米、1日の平均給水量6,924立米、主な建設改良事業では、配水管布設事業に1億1,500万円、各浄水場改修工事には1,150万円を予定いたしました。

第3条の収益的収入及び支出と、それから下のほうにあります第4条資本的収入及び支出につきましては、予算明細書で説明いたしたいと思っております。15ページをお願いいたします。

まず、収益的収入ですが、第1款水道事業収益に3億4,972万5,000円予定しました。第1項の営業収益には3億4,918万1,000円を予定いたしました。1目の給水収益には3億3,362万2,000円を見込みましたが、これについては前年度比較3.19%の減となります。この減少の理由としましては、これも東洋大の国際地域学科の撤退による学生数の減少があります。アパート入居者の減少と、それから東洋大そのものの水道料の減少を見込んでおります。前年度比較、これも7割減として見込みました。

3目のその他営業収益としては1,505万9,000円ですが、この中には、2節にあります他会計負担金としまして消火栓維持管理負担金に526万5,000円を、それから4節の加入金といたしまして718万2,000円などが含まれております。

第2項の営業外収益ですが、これには54万2,000円を予定いたしました。これは1項の預金利息、それから2節その他雑収益としての下水道料金徴収事務委託料などでございます。

次に、支出ですが、16ページをお願いいたします。第1款水道事業費用に3億4,372万6,000円予定いたしました。これは前年度対比7.7%の増です。第1項の営業費用に3億1,636万5,000円予定いたしました。1目の原水及び浄水費ですが、1億5,894万5,000円を計上いたしました。この中で特に大きいのは14節の委託料ですが、その中で浄水場運転監視業務委託料に1,180万円、それから水道法に規定された一般細菌や、それから大腸菌などの水質検査委託料に250万円を計上してあります。それから、21節動力費といたしましては、各浄水場の電気料に2,200万円を、それから31節、これは県水の受水費ですが、1億1,500万円を計上いたしました。

それから、2目の配水及び給水費には1,134万円を計上いたしました。この中で大きいのが14節の委託料ですが、まず8年に1回の量水器の交換委託料、それから漏水調査委託料、それから17ページになりますが、17節の配給水管漏水修繕費などでございます。

それから、4目の総係費ですけれども、4,761万2,000円ですが、これは職員の人件費が主です。

18ページをちょっと見ていただきたいのですが、水道料金電算委託料などの水道事業運営に必要な総括的経費となっております。特に14節の委託料ですが、その中で維持管理計画策定業務委託料に1,000万円計上いたしました。これは20年度から実施しているものですが、水道事業の現状と将来、それから見通しを分析評価いたしまして、基本計画書を作成するためのものです。将来的には水道ビジョン作成のための基本的な資料となるものでございます。

19ページをお願いいたします。5目の減価償却費ですが、9,595万6,000円を計上いたしました。2項の営業外費用には2,555万1,000円を、それから1目の支払利息ですが、これは企業債の利息ですけれども、2,362万5,000円を計上いたしております。

次に、資本金収入及び支出について説明いたします。21ページをお願いいたします。収入ですが、1款資本金収入に5,170万1,000円を計上いたしました。1項の企業債ですが、3,250万円を計上いたしました。これは石綿セメント管の更新事業債です。

2項の国庫補助金につきましては750万円、これは石綿セメント管更新事業に係る国庫補助金です。4分の1補助です。

3項の負担金ですが、420万円です。これは消火栓設置負担金、7基分となります。

5項の出資金ですが、これは一般会計からの出資金で750万円でございます。

22ページをお願いいたします。支出ですが、1款資本金支出1億6,472万3,000円ですが、1項建設改良費に1億2,976万3,000円を計上いたしました。

1目の配水管布設費ですが、1億1,500万円ですけれども、19節の工事請負費にありますように、配水管布設がえ工事といたしまして1億円を計上してあります。これは県道海老瀬一館林線、これは飯野地内なのでございますけれども、そういった8路線を予定しております。

2目の浄水場整備費ですが、1,150万円です。第3浄水場のろ過機更新工事、それから第5浄水場の取水ポンプ更新工事などを予定しております。

3目の固定資産購入費ですが、326万3,000円を計上しました。量水器や車両購入費などでございます。

2項1目企業債の償還金には3,496万円を計上いたしました。

申しわけないのですが、1ページに戻っていただきたいと思っております。第4条にありますように、資本金収入5,170万1,000円から資本金支出1億6,472万3,000円を差し引きますとマイナスの1億1,302万2,000円となります。この不足金につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 以上で平成21年度の各会計予算の説明が終わりました。

この審議は、各常任委員会において予算事務調査の後、最終日の12日に行います。

○陳情第1号 町道1257号線拡幅整備について

○議長（荻野美友君） 日程第31、陳情第1号 町道1257号線拡幅整備については建設農政生活常任委員会へ付託いたします。

○散会の宣告

○議長（荻野美友君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 4時37分）